

第55回平成26年3月与謝野町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成26年3月10日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時55分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

## 5. 議事日程

日程第 1 一般質問

- 追加日程第 1 報告第 5号 専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
(報告～質疑)
- 追加日程第 2 議案第 34号 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部改正  
について  
(提案理由説明)
- 追加日程第 3 議案第 35号 阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例の一部改正  
について  
(提案理由説明)
- 追加日程第 4 議案第 36号 与謝野町奨学資金貸与条例の一部改正について  
(提案理由説明)

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

けさは寒の戻りと申しますか、外もうっすらと雪化粧になりまして、大変寒い日となりましたが、本日も一般質問を行います。きょうは6名の議員が登壇されますので、議場内は熱く熱くなっていたきたいと、こんなふうに思っています。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9番(家城 功) おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は通告しておりますとおり、地域情報について、また、福祉施策についての2点について、ご所見をお伺いいたしたいと思っております。

まず、一つ目の質問であります。地域情報について、副町長にお聞きいたします。現在、当町では約800人の独居者があると聞いております。また、高齢者のみの世帯や障害のある方など、行政、また、地域の協力がなければ生活することが困難な方も多いと思っております。そういった多くの町民の方が、また、遠くで生活されている家族、親戚の方が安心して生活できる連絡体制、また、協力体制づくりが、いざというときも当然でございますが、日ごろ日常から必要ではないかと感じております。

当町の現状を見ておりますと、今後、10年先には今より、もっと高齢化が進むことは目に見えておりますし、また、他の市や町へ働きに出られる日中人口も、どんどん減ることが予測されると思っております。こういった将来の見通しも厳しい中で、現在、町内に行方不明の方が2名あり、いまだ発見されていないと聞いております。このような問題も含め、いま一度、行政が主導型で地域情報の管理をしていくことが望まれると感じております。私は、以前にも、こういった質問をいたしました。そのときの答弁は、各地区に取り組んでいただくようお願いしているということでございました。町内では岩屋地区においては先進的に、そういった体制づくりを進めていただいております。災害時には、誰がどこに確認に行き、誰に報告をし、誰が指示を出して、誰が取りまとめるのか、行政との連絡は誰が行うかなどの、地域住民だけではなく、地域の施設にも呼びかけをして、きちんとした連絡体制や協力体制ができ上がっていると聞いております。

また、日常でも、住民の生活状況を把握し、定期的に声をかけ合ったり、確認し合ったりと、地域全体でしっかりとした取り組みをしていただいていると聞いております。岩屋地区だけでなく、ほかにも、そういった地区はあるとは聞いておりますが、いろいろな事情、また、条件の中で、なかなか取り組みが進まない地区も多くあると聞いております。

昨日は、年に1回の町内一斉避難訓練が実施され、大変多くの町民の参加のもとに各地区において、さまざまな形で取り組みがなされたと思っております。こういった取り組みは、いざとい

う災害時に備えて、日ごろから防災意識を高め、自分が、どういった行動をとるのか、地域がすべき役割は何かなど、確認をする重要な取り組みであると思っております。こういった防災訓練にも、構築された連絡体制、協力体制を活用していけば、もっと意義のあるものになるのではないかと感じております。

そこで、1点目の質問ですが、連絡体制、協力体制は各地区によって、さまざまであると聞いておりますが、各地区の現状はどのように把握をされているのでしょうか。

2点目、各地区に任せきりではなく、行政各課が協力をして、行政主導型で構築していくことが望ましいと、私は思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

2点について、ご答弁をお願いします。

次に、福祉施策について、町長にお伺いいたします。平成18年に与謝野町が誕生し、以来、太田町長のもとで新たなまちづくりが進められてきました。町長におかれましては、今任期をもって退任されるということであり、まことに残念ではございますが、先日、塩見議員の質問にもありましたように、いろいろな施策を進められ、大変多くの成果を残されたと、私も感じております。中でも福祉施策においては、施設の建設や自立支援施策をはじめ、ハード面、ソフト面においても、府下でも最先端の取り組みが進められているのではないかと感じております。しかしながら、平成19年には在宅介護者給付金制度が国の政策によって廃止され、要介護者を抱える家庭では、ますます厳しい環境になったことも事実でございます。町でも、それにかわる施策や支援は取り組んでいただいておりますが、町として違った角度からの支援もできるのではないかと時々、感じる場合がございます。

現在、当町では約1,600人の要介護認定者があると聞いております。そのうち約80%は町からの支援を何らかの形で受けておられ、そのうち約20%の方は施設等に入居されていて、残りの方は在宅での介護が主であると聞いております。すなわち1,000人以上の方が各家庭で、何らかの介護を受けているという状況でございます。我が家でも母が病気で二度倒れ、障害が残り、右半身は麻痺した状態で、現在、父が介護をしています。一日三度の食事は時間が決まっており、80歳を目前とした年老いた父が、栄養バランスに気を使いながら食事をつくっております。当然、下の世話も時間を問わずしなければなりません。シーツや衣服が汚れると、夜中でも、外の洗い場で冷たい水を使って洗濯をしたり、また、車いすに乗せたり、ベッドに寝かせたりする作業は、もともと腰に痛みを持つ父にとっては大変きつい作業であると言っております。私もできる限り応援は、家族としてしたいと思っておりますが、なかなか家にいる時間も少なく、ただただ感謝をするだけの現状でございます。我が家のことは置いておきまして、そういったご苦労をされながら1,000人以上の方が支えられているという現実があるということでございます。

もう一つは、そういった家庭や高齢者の方のために活動、行動をしていただける地域ボランティアの方も多くあるということでございます。主に買い物や病院、また、役場などに行きたくても交通手段もなく、困っている方は多く、社協でも移送サービスはしていただいておりますが、手続や料金、また、制限などがあり、なかなか利用できない現状もあり、つつい頼みやすい近所の方をお願いをされ、自主的に協力いただいている方が多くあると聞いております。

そこで町長にお聞きいたします。一つ目は、各家庭で介護していただいている方に支援や補助を

することも町としてできることの一つであると思いますが、同時に心のケアをしていただけるような企画をすることも、また、ある面、福祉施策であるのではないかと考えております。現在、年1回、慰労懇親会を開催されていると聞いておりますが、なかなか参加も少ない状況であるということは聞いておりますが、地区別、また、開催回数をふやすなど、充実を図るようなことをしたり、また、日帰りのちょっとした小旅行を計画するなど、介護にあたる方が息抜きをできるような取り組みを進めていくべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

二つ目に、地域ボランティアの方のお話を聞いておりますと、自分の仕事を中断して自動車を運転し移動することはなかなか、ガソリン代や保険、また、遠くで離れておられる方の家族の心配などもあり、積極的にやりたいが、なかなかできないというお話を、よくお聞きいたします。少しでも負担の軽減が図られ、そういった支援をすることも福祉ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

以上をお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。ご答弁、よろしくお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 家城議員のご質問、1番目、地域情報につきましては、私からお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢化や核家族化、ひとり親家庭の増加などによりまして、緊急時や災害時等、有事の際の情報伝達や肉親等への連絡が困難なケースが想定できます。町では、民生児童委員にひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯など、緊急、有事の際に支援が必要な人たちの把握を行っていただいております。また、災害時要援護者台帳への登録を呼びかけ、715の方が登録をいただいております。登録者の重要な生活情報は緊急情報キットにおさめて保管をしていただいております。

各区の状況についてですが、独自の取り組みで要援護者の把握をしていただいている区が複数ございますし、昨日、実施をいたしました防災訓練の際には、町の要援護者台帳を各区に配置し、訓練を行いましたので、要援護者の把握については一定のレベルにあるものと思っております。また、岩屋区内で活動されております、「サポートい輪や」のように、民間ボランティア団体での支援体制を整えていただいているケースもございます。このように行政主導型で把握する方法と、地域で把握する方法をうまく組み合わせ、いざというときの連絡体制や協力体制を構築していくことが大切だというふうに考えております。また、行政内部におきましても、要援護者台帳の管理運営につきましては、総務課と福祉課が共同で行っておりますし、緊急時等には、住民環境課、地域振興課との連携を図ることといたしております。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 答弁に入ります前に、昨日、行いました防災訓練の参加者の人数等について、ご報告をさせていただきます。

昨日、大勢の皆さんにご参加いただきました、町民の9,239人と、それから訓練に協力いただきました17団体と町職員の合計421人を含む9,660人が訓練に参加いただきました。メーンの桑飼小学校の来場者数は、おおむね200人で行いました。この場をおかりしまして、

町民の皆さん方にもご協力いただきましたことに感謝を申し上げます。

それでは、ご質問の2番目、在宅介護者の懇親会や慰安旅行などの実施、地域ボランティアの方のガソリン代援助や自動車保険等の補助など、支える人たちへの支援もできるのではないかとと思うが、町のお考えについては、私のほうからお答えさせていただきます。在宅介護者の懇親会につきましては、現在、毎年1回、家族介護者交流会として講演、座談会、食事などを組み合わせた集まりを町内施設で実施しており、また、認知症家族相談会として、認知症の方を支えるご家族を対象とした集まりも実施しております。

慰安旅行につきましては、数年前に意向調査をした際、遠くに行くのは気が進まないのも町内で行ってほしいとのご意見を多数いただきましたので、現在の形となっておりますが、参加の方々などからご希望が多いようでしたら検討したいというふうに思います。

次に、地域ボランティアへのガソリン代等の支援についてですが、地域の小売店減少や開業医の撤退等により、いわゆる移動困難者に対する足の確保は、当町の大きな課題の一つとなっております。町営コミュニティバスの運行や民間バス、KTRの低料金化などにより公共交通機関の利用がしやすい方策を進めていますが、運行の問題や路線区間に入っていない地域の問題等、足の確保は十分とは言えません。そのような中で、ボランティアによる移送は有効なものと考えておりますが、個人の自動車で行われる場合、その経費や自動車保険料の補助等を行うことは難しいというふうに判断しております。

しかしながら、今後の高齢化や過疎化を踏まえると、ボランティアによる移送は地域の移動手段としては有効であるというふうに考えておりますので、今後、支援方法について調査研究をしたいというふうに思います。

以上で、家城議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） まず、地域情報の件でございますが、1回目の質問の中でも言いましたが、現在、2名の行方不明の方がおられると、一生懸命捜索をしていただいておりますが、なかなか発見できないという件でございますが、私は半年ぐらい前から、ここの家庭事情について、その地区の方から、いずれ何か事件が起きるのではないかなというふうなお話を、相談を受けたことがございます。区長さんのほうにも出向きまして、しっかりと見ていただくことをお願いさせていただいたわけですが、なかなか個人情報だとか、各家庭の事情だとか、そういったところに行政が、どこまで踏み込めるのか、また、地域がどれだけ踏み込めるのかという部分で難しいと言っておられた中で、こういった行方不明という事件が起きてしまいました。

やはり地域の中で、昔だったら、隣の家に塩を借りにいったり、しょうゆを借りにいったり、そういった気安くつき合っていける時代も、なかなかなくなってしまったのかなという思いではあるんですが、やはり、こういった情報を個人情報として蓋を閉めてしまうのではなく、やはり地域で、地域の中で守っていこうという意識を持っていく部分が大事ではないかなと、そういった中には、やはり行政の協力が必要ではないかなというふうに感じておるわけですが、その辺はいま一度、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、議員がご指摘されましたように、現在、行方不明の方がおられますが、それ

それ議員が言われますように、異なった家庭事情がおありのようでございます。そういった中で、なかなか行政として、こういった事象に至るまでに、踏み込んで家庭の中に入って未然に、こういった事態にならないように、何か対策をというお話だと思んですが、なかなか行政として、どこまでできるかというのは非常に難しいところがあるかと思えます。議員のお気持ちは、よくわかるんですが、やはり家庭、あるいは、その身内の方、その辺が、まずは気をもんでいただいて、そういった方からご相談があれば、行政としてできる範囲でご協力、ご支援をさせていただくということになるかと思えます。

行政としての限界といいますが、その辺につきましては議員のご指摘は非常に、よくわかるんですが、プライバシーの問題もありますし、なかなか難しいかというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 難しいことは重々承知をいたしております。以前、議会のほうで視察に伺いました飯田市だったと思いますが、かなり面積の広い市でございまして、そこでは各職員が、管理職以外の中堅の職員が、それぞれ地区担当というものを持ち、各地区にいろんな地区の会議であるとか、地区の行事に参加しながら地域と一体になって、そこで問題が発生すれば一緒になって考える。また、行政が協力できる体制を整えていく、そういった市がございました。当町でも、そういった地域に入り込んでいく中で、今どういう問題があるのかなという認識をしていただく意味でも、職員の方を、そういった地域担当という形で持っていただくことによって、より地域と密着した連携がとれるのではないかと思います。そういったお考えを今後、実行すべきだと私は思うんですが、その辺については、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 役場の職員を地域担当に指名をして、指定をしてというお話ですが、今回の話につきましても、こういったお話がある中で、一定、役場の職員が、おたくのほうに伺って状況を把握したりさせていただいておりますし、それから、議員もご承知かと思えますが、例えば、障害者の方につきましては、それぞれ障害の種類によって違いますけども、相談員制度ということで、相談員を委嘱してお願いをしております。そういった方が親身になって相談をしていただいたりということで、この福祉の問題に限って職員を地域担当として張りつけるということは、すぐには難しいのではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員さんも、そうした飯田市等の取り組みを見てこられたというふうに思いますけれども、そんなに遠くへ行かなくても、我が町でも実際に、それを実行している区域も、地区もあるわけですね。先ほど出ておりました「サポートい輪や」にしましても、自分たちで、この地域のお年寄り、一人の方たちを支えていこうという、そういうわずかな人数の方がグループを組んで、そして、1軒1軒のお宅の気持ちを調査して、そして、その中で、じゃあお世話になろうという方たちをグループを組んでお世話をされると、いざというときにされるというのは、そういう実際の、よそからも尋ねてこられるような地域もあるわけですから、やはり、これを一つの、与謝野町のモデルケースとして、ほかの地域も取り組んでいく、実際に石川あたりも、また、違った形でしょうけれども、そうした取り組みをされておりますので、なかなか全て行政がというわけにいかない。やっぱりそこで自分の命は自分で守る。また、地域の、それができない

地域の方は、その周りの方が支えていくという、そういう形を与謝野町として、まさしく与謝野町流のつくり方をやっていくべきではないかなというふうに感じております。

いろんなやり方があるでしょうし、今後、そうしたことがなるように、地域を巻き込んだ形で音頭をとってやっていくということも大事なこともわかりませんので、それらなるような組織化といいますか、そうしたことができるような取り組みを、ぜひ進めていってほしいなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 岩屋は、それこそ早くから、そういった取り組みをしていただいております、モデル的に三河内の地区でも、私も三河内の地区の中で、こういった地区もありますよという発言もさせていただいております。しかしながら、地域状況によって、例えば、岩屋と三河内の違いがどこなのかなというふうに考えたところ、やはり昔からずっと一緒に生活されている地域と、新たに住宅が建ち、いろいろな地域から、よそから入ってこられる地域では、やっぱり条件も違いますし、話も違います。地域だけが一生懸命取り組んでも、なかなか情報提供の分野におきましては、やはり行政の力もごさいます。やはり、そういった連携の中で、こういった行方不明の方が発生したり、また、地域で困っている方がおられたりというようなことがなくなるために、やはり行政と、いま一度、一体化して、そういった取り組みを進めるべきではないかなというふうに考えております。

今後、行政におかれて、そういったことも視野に入れながら、地域防災、地域情報連絡、そういったことを考えていただければなと思っておりますので、情報につきましては終わらせていただきます。

福祉のほうにつきましては、なかなか介護されてる方が、そういった参加を、募集をかけても参加できないというのは、その日に、例えば、どうしても家をあけられない、その人を介護しなければならないというような条件があったりして、なかなか参加できないんですわというような話も、よく聞きます。回数をふやしていただいたり、やはり泊まりで旅行へ行くのではなく、近くでいいので、例えば、春になれば桜が咲く、そしたら花見でもしましょうかとか、そういったちょっとした息抜きができるようなことを考えていただければ、何も、それがしてほしいがために介護されているのではないということは、当然、私も理解しておりますが、時には、そういった息抜きをしていただくことも、お手伝いすることも大事ではないかなというふうに思っております。

今後、そういったことも踏まえながら、福祉というものを、さらに充実していただければと思っておりますので、そこをお伝えしまして、質問を終わらせていただきます。

議 長（赤松孝一） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

次に、3番、有吉正議員の一般質問を許します。

3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） おはようございます。

通告に基づきまして、2点、町長にお尋ねをいたします。

まず、1点目、農地中間管理機構の役割について、お尋ねをいたします。

担い手への農地集積や耕作放棄地解消の加速を目指す農地中間管理機構が都道府県につくられ



ることになりました。この管理機構の事業は、一つ、農地の借り受け、貸し付け。二つ目、受け手が見つかるまでの間の農地管理。三つ目、必要な場合における基盤整備など、利用条件の改善という三つの事業を行う。

また、人・農地プラン、京都府では京力農場プランとっておりますが、そのプランを重視し、農地集積を行っていくというふうにあります。これは12月13日付の全国農業新聞に載っております。

そこで、お尋ねをいたします。京都府の管理機構の進捗状況はどうなっているのでしょうか。ちょっと伺いますと、7月から中間管理機構は、京都府からスタートするというような話も、きちんとした場所ではないですけども、聞いております。

二つ目、管理機構と町の農林課、また、農業委員会との関係は、どのように進んでいくのでしょうか。

三つ目、農地の基盤整備の改善については、この管理機構は農地取得まで考えておられるのでしょうか。これは非常に、特に三つ目の問題は、どのように国、あるいは管理機構が考えているのか、今の状況をお尋ねしたいと、このように思います。

二つ目の質問でございます。ウインドウズXPの使用停止について、お伺いをいたします。今、議会のパソコン、議会に、それぞれ配置してあるわけですが、XPは3月末で撤去となります。庁舎内のパソコンの更新もされるでしょうか、出先機関まで入れると、どのような計画、また、予算になるのか、お伺いしたいと思います。また、庁舎内にはXPより新しい、今すぐ更新しなくてもよい機種もあると思います。庁舎内の事務だけでなく、出先機関を含めインターネットへの接続の速さが求められると、そういった場所もあると思います。このような職場への配慮は、どのようにされているのでしょうか、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 有吉議員ご質問の1番目、農地中間管理機構の役割についてお答えいたします。

1点目の京都府の管理機構の進捗状況についてでございますが、まず、農地中間管理機構とは、担い手への農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間受け皿として、都道府県に一つ設置されるものでございます。

京都府における進捗状況につきましては、2月18日に京都府農地中間管理事業推進基金条例が施行されたところで、京都府及び京都府農業会議の担当者にお聞きした限りでは、現段階では機構が設立しておらず、農地中間管理事業規程も未整備であり、事業の詳細は不明である。機構については、公益社団法人京都府農業総合支援センターを指定する予定であるとのことでございます。

2点目の管理機構と町農林課、農業委員会との関係はについてでございますが、京都府の詳細が明らかでない状況でございますので、農林水産省の資料による説明となりますが、まず、町との関係につきましては、人・農地プラン、これは京都府で京力農場プランの作成主体でもある市町村と機構は、密接に連携をとることが必要不可欠とし、農地利用配分計画の原案作成などの業務を、機構が市町村に委託することを想定しております。また、農業委員会との関係につきましては、同様に、農業委員会は、農地に関する各種情報が集まっているところであり、農地利用配

分計画の作成など、市町村と連携して機構の業務に協力することが必要不可欠であるとしています。

3点目の基盤整備の改善については、管理機構は農地取得まで考えているのかについてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律、第2条第5項において、機構は、農地の所有権を取得することができるかとされており、前提として、農用地等を貸し付けの方法により運用することを目的とする、いわゆる農地貸付信託の引き受けにより取得するものに限となっておりますので、そこに、基盤整備が、どのように関係するのかにつきましては定かではありません。

以上、申し上げましたとおり、新たに設置される農地中間管理機構につきましては、まだまだ不透明な部分が多い状況でございますが、当町の農業振興に役立つものになりますよう、農業委員会とともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の2番目、ウインドウズXPの使用停止についてお答えいたします。町の情報発信や事務処理で使用しております端末につきましては、ほとんどがマイクロソフト社のウインドウズで動いております。とりわけウインドウズXPにつきましては、平成26年4月9日にサポート期間が終了することから、仕様変更やセキュリティ上の問題点に対する更新プログラムの提供やサポートが受けられなくなり、コンピュータウイルスや悪意のあるソフトウェアの攻撃対象となりやすくなるというふうに言われています。このことから、国やメーカーから使用停止を促す広報もなされているところでございます。

現在、町で使用しております端末台数は、出先機関を含め308台、そのうちウインドウズ7端末が129台、ウインドウズXP端末が179台となっており、XPは6割程度を占めております。そこで、問題となっているウインドウズXP端末の使用につきましては、今回のサポート終了を期に取りやめとすることとしており、5月中には110台をウインドウズ7端末へ更新することとしています。また、インターネットに接続する必要のない業務を行うXP端末については、インターネット接続できないように設定をし、セキュリティ上のリスクを極力避けた上で、XP端末を順次ウインドウズ、ビスタにバージョンアップして当面の間、運用していくことで、XPのサポート終了に対応したいと考えております。

また、端末自体の利用がなく更新する必要のないものについては撤去を予定しているところで、端末の更新計画と予算でございますが、新規導入時から、およそ5年から7年のタイミングで更新をしており、現在は平成21年8月導入の端末と平成24年7月に導入した端末、そして、今回、導入する端末のリース料として、新年度予算に765万2,000円を計上しております。今回の端末の更新につきましては、消費税アップによるコスト高をにらみつつ、平成21年8月導入の端末分については、現在、平成25年度内に契約する方向で、導入業者との調整を進めているところで、更新にかかる設定費用の委託料を、新年度予算に270万円計上させていただいております。

また、ネットワークの環境ですが、各庁舎及び学校、保育所、幼稚園、図書館などの出先機関は、高速通信(100メガ)によるインターネット接続を可能とし、インターネットに接続する端末もウインドウズ7を使用していますので、回線の速度や端末の性能も問題なく、インターネット検索などには十分な速さが出るよう配慮しているところで、役場業務の多くは、コンピュ

ータシステムに依存しており、さらに加速度的な情報化の進展が考えられますので、引き続き環境の整備を行うとともに、職員の知識、能力の向上にも努めてまいります。また、ウインドウズXPの問題にかかわらず、情報セキュリティ対策には、今後とも万全を期していきたいというふうに考えております。

以上で、有吉議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） まず、1点目の農地中間管理機構、まだ、詳細は、まだ、わからない点がようけあるということで、質問のしようもないわけなんです、1点、ここが一番大事だろうと思うんです。農地の貸し付け、あるいは借りる、いわゆる中を取るだけのことでしたら、簡単なことなんです。ただ、どうしても受け手のない農地をどうするか、そういうことが今、現実に行っているわけで、私は、そのための、いわゆる基盤整備を進めてくれるんだと、持ち分というのか受益者負担等々は起こるでしょうけれども、いわゆる、それこそ選挙も間近になっておる中で、ずっと与謝野町中とまではいきませんが、あっちこっち回ってますと、やっぱり荒れている農地あります。それから、地元でも1町歩余りの集積農地が、まさに荒れようとしておる場所もあります。

それから、荒れるということは、それなりに理由はあるわけなんです。いい農地だったら借り手はたくさん、逆にあるというふうに思っております。そういった農地を、どうやって守るか、受け手のないときに、どうするのか、そういうところが、今、一番課題であるだろうなというふうに思いますが、その点について、詳細は不明なんでしょうけれども、お考えがお伺いしたいと、このように思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） その件につきましては、農林課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 私のほうからお答えをさせていただきます。農地を中間で管理する。これにつきましては、現在においても一定、農地保有合理化法人でありますとか、そういった機構は現在でもございます。ただ、その団体、法人ですが、なかなか今の制度では円滑といえますか、効果的な運用ができてないというのが、まず、一つの要因であるということでもあります。そういう中で農地を、どのように守っていくかと、特に優良農地でございますけれども、やはり高齢化が進むと担い手不足が進むと、なかなか受け手がいないのが、そういった傾向も見えつつあります。その点においても、今回の農地中間管理機構の創設に伴いまして、今回は市町村まで、その事務が委託をされるということは想定されますので、そこでは今以上に有効に活用できるのではないかとこのように思っています。

それと基盤整備の点もあると思いますが、やはり一つのモデルといたしましては、優良農地は当然、認定農家でありますとか、しかるべき担い手に集積をすると、それからまた、山際の荒れやすい部分については、また、別の主体に委ねるということも、今後、中間管理機構が創設に伴っては議論が深まっていくのかなというふうに、今、思っております。

また、中間管理機構におきましては、基盤整備の事業主体にもなれるということは決まっておりますので、先ほど、町長の答弁にもありましたが、その先はまだ、詳細は明らかではござい

せんが、徐々に明らかになってくるだろうというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 中間管理機構に期待したいというふうに思います。

それでは、ウインドウズXPの使用停止についてに入らせていただきます。先ほど、ビスタは置いていってというようなお話ありました。ただ、私はパソコンには弱いので、本当に、よくわからないところがたくさんあるわけなんですけども、ビスタについては大変扱いにくいといいますが、故障が多いといいますが、あまりよくないというようなお話も聞くわけなんです。私自身はビスタを使ったことはありませんけども、ですから、このままビスタを置いてええのかなと、私は今度、ネットで、中古ですけども、7（セブン）を買いました。結構安うで、ただ、よくはよう使わないんですけども、そういうようなお話を聞いたことがありますのと、先ほど、町長の答弁では、学校、図書館等々、出先も、高速については7（セブン）も入っていると、そのようなお話でしたけども、私は、そうだったら高速ネット、ほかにもまだまだ、図書館、図書室もありますわね。特に、そういった関係は、よそとのやりとりをせんなん場合が多々あると思います。これは、いろんな意味で、もっと出先等々でも本当に、その要望を聞いておられるのかどうか、ちょっと、その辺が確認ができたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 有吉議員さんと同様に、私のほうも、あまりパソコンについてはあれですので、企画財政課のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えさせていただきます。町長が答弁の中で申し上げましたように、現在、役場としまして、パソコンの台数を、使っておりますのは308台あるということですが、このうち129台については、ウインドウズ7に切りかえができていますということです。残り179台、これが60%に当たるわけですが、これがウインドウズXPの現状にあるということでございます。このウインドウズXPの179台につきまして、どのように今後していくのかということにつきまして、各職場の皆さんの使用状況等もご相談をさせていただいたり、調査もさせていただいたりしまして、撤去するものと、ウインドウズ7に更新をしていくものと、ビスタに更新するものと、三つに分けてやっていこうということで、54台は撤去をさせていただくということです。この中に議会に配置をさせていただいているものも含まれるということでございます。

それから、ウインドウズ7に更新をしていこうと考えておりますのが110台でございます。これは庁舎内の福祉課、保健課、各地域振興課、水道課、下水道課、商工観光課を対象に110台、更新をさせていただくことにしております。残り15台をビスタに移行させていただこうということで、非常に少数な部分でございます。これにつきましては、職場によりまして、また、職員個々によりまして使用目的とか頻度などがかわりますので、そういったことを勘案した上で、比較的使用の少ない頻度にある端末を15台、ビスタに移行をして、XPの終了に備えていこうという考え方をしているところでございます。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） はい、質問は終わらせていただきますけれども、諸所、実情に合わせた、いい配

置をお願いしたいと、このようにお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

議長（赤松孝一）有吉正議員の一般質問を終わります。

ここで40分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時23分）

（再開 午前10時40分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして一般質問を再開いたします。

12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、第55回3月定例会の一般質問をさせていただきます。

今回、私は2点の質問を通告しております。まず、1点目は時効、不納欠損問題から行政の財務管理、徴収管理について通告しております。2点目は当町の総合計画後期基本計画の商業集積エリアの考え方について通告しておりますが、質問内容が町長と、その補佐、職務代理をされている副町長自身のお考えを聞かせていただく内容となっています。しかし、私たちには思いも寄らぬ出来事ですが、町長はみずからの身体の原因から時期出馬を断念するとの意向を伝えられました。私たちは、もちろんのこと、町民の皆さんも驚きであります。現状では、本当に長い間、ご苦労さまでしたとしか言葉が見つかりません。それだけに今回の質問は取り下げようかとも考えました。しかし、今期2年、産業建設常任委員長を担当させていただき、所管であります下水道の負担、分担金の徴収金消滅時効問題、不納欠損問題から行政の管理体制の甘さが多く町民の方から指摘されており、何としても行政の組織として管理体制の強化を図らなければならない行政全体の問題だと考え、通告どおり、あえて質問させていただくことにいたしました。どうぞよろしくお願いをいたします。

それと今期、最後の一般質問ですので、少し触れさせていただきますが、町長の施策方針でありました協働のまちづくりのために、過去4年間、観光振興、産業振興、振興条例、振興会議の具現化のための答申、海の京都構想の実践者会議のマスタープランといった、地域経済にかかわる各振興ビジョンが多くの町民の協働によってでき上がり、いよいよ具現化に向け、当町の振興、活性化のスタートとなる大切な年度であります。そのことが継承されるのか、されないのか、今後が課題であります。どのようになるのか、期待と心配とが入りまじっております。何としても当町のまちづくりが、地域経済の振興につながり、行財政も含め豊かで活気のある与謝野町にしなければなりません。そのためには行政の力が発揮できる体制づくり、まず、行政改革、機構改革の管理体制を、どのように考え、強化されるのか、行政全体の職務のあり方を再検討する必要があります。

ご存じのように、教職員の不祥事や職員の収賄事件、業務管理ミスなど、職務怠慢とも思えるような問題が重なり、行政不信を招いてしまいました。残念であります。前文にも触れましたが、特に後半は下水道の時効問題、不納欠損、あるいは時効後の徴収問題で、さらに不信が重なり、その上、消滅時効後の徴収金収納分に対し、還付の時効まで迎えてしまうといった、あまりにもずさんな職務管理の弱体が浮き彫りになりました。これも住民監査請求があったからこそ調査が

できたようなもので、行政運営の長年にわたる問題先送り、隠蔽体質とも思えるような組織体質があるのではないかと、もしあるとするなら、問題であります。

そのようなことはないと思いたいのですが、いかがでしょうか。なぜなら、この時効問題は、平成14年から発生している問題で、極めて重要な合併協議会での協議は、どのようなものだったのか、私には疑問が残り、その時点でも問題を重視されず、先送りされていたのではないかと、つい疑ってしまいます。今後は、私たち議会も含め行政業務の管理体制、執行部の組織強化が極めて重要な課題であります。今回、そういった一連の問題を町長は、加悦、野田川、岩滝地域と3会場で説明、報告会を開催されました。私も3地域、傍聴に回らせていただき、住民の方々のご意見を聞かせていただきました。その中で感じたことは、各地域での発言の違いはありましたが、説明されればされるほど、住民の不信感は募り、何が理解され、解決したのだらうと考えるとき、私は何の解決にもなっていないと、さらに不満だけが住民の心の中に残ったのではないかと考えます。それだけに理由はともあれ、行政、議会ともに不正、不信は断じて許されるものではありません。真摯に受けとめ、今後は一日も早く業務管理体制を整え、二度と、このようなミスを起こさないように、取り組みの強化を図り、法のもとに職務を実行する以外に、信頼回復の道はないと感じたのであります。今回、そういった観点から、その後、行政組織、管理体制の強化を、どのように図られているのか、お尋ねいたします。

次に、2点目の質問は、現在、当地域は織物が衰退して以来、地域経済は厳しい環境にさらされています。また、当町は少子高齢化が進み、地域商業への影響も大きく、多くの商店が廃業されました。また、一方では、大手資本家の商圈競争が、ますます激化しております。そのために全国的にも地域商業者は大変厳しい環境となっています。そういった環境の中、当町に再びPLANT 2といった大型店の出店があるのか、ないのか、定かではありませんが、当町で出店のうわさが浮上しております。また、商工会より大型小売店の秩序ある町内進出に関する請願書が提出され、当町のまちづくりを心配されております。

そこで当町の総合計画後期基本計画書の中に商業集積エリアが示され、既に国道沿いの農地は農振地域から除外されているようですが、当町は一つの町でありながら、岩滝地域は都市計画、加悦地域は景観条例が引かれています。野田川地域は、何の規制もなく、今後のまちづくりに乱開発があってはなりません。仮に大型店舗の進出があるにしても、商業集積エリアへの店舗規模をどのように位置づけられているのか、また、当町の出店規定は、どのように考えられるのか、商業施策、農業施策から考えて、現在、どのようになっているのか、お尋ねして、1回目の質問といたします。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 多田議員ご質問の1番目、時効、不納問題から財務管理、徴収管理体制を問うについて、副町長に対するご質問も含め、私から一括してお答えいたします。

1点目の町長の管理意識と権限と責務、各担当課の管理意識と権限と責務の中の町長についてでございますが、町長とは、地方自治法において、町の組織を統括して、これを代表することになっていまして、また、町の事務を管理し、これを執行することになっていまして、

また、事務を執行する上での補助機関である職員を指揮監督することも、町長の職務となって

います。このように法令上において、その職務及び権限が定められておりますので、法にのっとり、その職責を全うすることが大前提でございます。町長は、町が行う事務をみずからの判断と責任において処理する責務がありますが、この「みずからの判断と責任において」ということの意味は、大別して二つあるというふうに考えられています。一つに、町長は議会、または他の執行機関と独立対等の関係ですから、これらの機関との関係を配慮しつつ、みずからの意思決定に基づいて事務の管理執行に当たるべきということであり、二つに、その他のいかなる者からも拘束を受けることなく、みずからの判断と責任において、職務を執行すべき義務を負うということでございます。

また、町長は、職員に対し、職務上の指揮監督権を有してまいりまして、これまでの職員が引き起こしました不祥事や事務処理の誤り等につきまして、管理監督が不十分であったと、その責任を痛感しています。

次に、各担当課の管理意識と権限と責務についてでございますが、それぞれの担当課が、その所掌事務について、法令等に基づいて執行してまいりまして、各課等においては、課長等が監督者として、その所掌する事務全般と職員の指導監督を行っているところでございます。常日ごろから課長等も法令等に基づき、職員に対して指導監督を行っていますが、これまでの不祥事や事務処理の誤り等を教訓として真摯に受けとめ、管理監督者としての、その職務を果たすよう厳しく指導してまいりたいというふうに思います。

2点目の副町長の管理意識と権限と責務についてでございますが、副町長の職務につきましても、地方自治法に規定されてまいりまして、町長を補佐し、町長の命を受け政策及び企画をつかさどり、また、町長の指揮監督を受けて、副町長以外の職員が担任する事務を監督するものとなっております。

副町長は、町長の補佐として、町長と一心同体となって、その政策推進に参画して助言を行うことや処理規程、訓令等に基づいて町長の権限に属する事務を専決や代決、代行するなど、内部の関係において町長の事務処理を補佐し、補助することで、その職責を果たすものとなっております。いずれにいたしましても、町長、副町長、さらに職員全員が法令等をしっかり遵守し、その事務処理について、適正に執行することが住民の皆様の信託にお応えするものですので、いま一度、それぞれの職員が置かれている立場や、その職責をしっかりと見詰め直し、襟を正して職務を遂行するよう指導してまいりたいというふうに思います。

ご質問の2番目、総合計画後期基本計画商業集積エリアの考え方を問うについて、お答えいたします。1点目の農振は既に外されているようですが、出店規模規定はあるのかについてでございますが、現在、本町における農地の利用制度としましては、主に農業振興地域制度と農地転用許可制度がございます。

まず、前者でございますが、ご質問のとおり、本町の農業振興地域整備計画では、総合計画後期基本計画の商業集積エリアの農地について、基本的に、国道に面した一定範囲を農用地として利用すべき区域とする「農振農用地」から外しています。

次に、農地法に基づく農地転用許可制度でございますが、許可基準は、営農条件及び周辺の市街地の状況から見る立地基準と、農地転用の確実性や周辺農地等への影響などを見る一般基準となっております。規模の点で申し上げますと、許可権者が、4ヘクタールを超える場合は農林水産

大臣であり、4ヘクタール以下は京都府知事となっています。いずれにしましても、農地転用の許可基準につきましては、幾つかの例外規定もございますので、土地の利用に関しましては、できるだけ具体的な計画を持った上で、ご相談いただくことが重要であるというふうに考えております。

2番目の当町の農業施策から見て、農地の活用をどのように考えているのかについてでございますが、本町では、平成25年度におきまして、与謝野町発足後、最初となります農業振興地域整備計画を策定しているところでございます。これは、旧3町で、それぞれ持っていた計画を一つに統合するものでございまして、優良農地の確保・保全を図ることを基本方針としています。

農地の保全及び活用につきましては、伊藤議員に答弁をさせていただきましたが、総合計画後期基本計画において掲げておりますとおり、農地・農村の持つ国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を重視し、地域や組織が行う取り組みを支援するとともに、基本となる農業生産の面におきましては、担い手の農地の集積を、有効な形で図ってまいりたいというふうに考えています。

次に、3点目の当町のまちづくり観点から大型店舗の進出をどのように考えるのかとのご質問でございますが、皆様ご承知のとおり、大型店進出の話は、旧町時代から長い議論がございますが、これまでも一般質問などでお答えいたしますように、各種法令等に基づいた進出については拒むことはできないものと考えておりますが、中小企業振興基本条例の制定を受け、条例の内容で、大型店の役割について、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚いただき、暮らしやすい地域社会の実現への貢献や、町内の中小企業や経済団体との連携を図っていただくことを掲げており、町内で生産や製造、加工された商品などの利用や町内在住者の正社員雇用などに努めていただくことを、強く要望していくことが重要であるというふうに考えます。

今後、京都縦貫自動車道が全線開通した後の状況予測は難しいですが、国道沿線への量販店や全国チェーン店などの進出も、大型店同様に厳しいものが予想され、さらに町内業者への影響も大きいものがあるというふうに考えます。今後も引き続き国や府、商工会などとの連携を図り、ニーズに合った支援を行っていくことが大切であるというふうに考えますが、地域の商店におかれましては人口減少社会の中で核家族化や高齢化への対応など、将来を見据えての取り組みを行っていただくことが大切であるというふうに考えますので、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2番（多田正成） ご答弁いただきました。町長の権限と責務、それから、副町長の権限と責務は、町長から各担当課の課長の責務、それは順を追って、そのとおりだろうというふうに思いますけれども、私は今回の問題を通じて考えたときに、管理意識の問題ではないかなというふうに思いますので、次に質問させていただきたいのは、庁舎内にですね、対策本部会というのがあるんですが、その役目といいますか、どういった役目、どういった協議をされておられるのか。それからまた、本部の下部組織として専門部会というのか、ワーキング部会の組織がありますけれども、そういったあたりがですね、問題が起きたときに、どういう協議をされ、どういう対応をしておられるのか、そこが重要ではないかなという管理意識の問題だと思うんですが、そこを少しお話し



いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、いろいろな問題等がございまして、それらに対しまして、町の町有債権の滞納残高が今、約4億5,000万円にも上っております。また、下水道の受益者負担金、分担金の不納欠損問題も発覚し、役場に向けられている、そうした住民感情は大変厳しいものがあるというふうに思っております。こうした中で、せんだって12月には債権管理条例の制定が、議会にもお認めいただいております。そういう状況の中で、これらのいろいろございまして、そうした滞納の現状、また、その滞納者の特徴、あるいは税機構への取り組み実績、そして、今回の受益者負担金、負担金の問題について、あるいは債権管理条例の制定と運用方針について等々、全職員に対して、町有債権に係る滞納整理職員研修会ということで、職員の者がみずから、全職員に対して、そうした中身について研修会を行っていきこうというふうな形で、この3月24日、25日、26日、3会場において研修会をやるという、そういう全職員の一定の勉強会といえますか、そうした認識を共有するというのを、計画をいたしております。

私自身も、いいましても、後一月余りの、そうした任期でございますので、今回の、こうしたいろいろな問題等につきまして、副町長を筆頭に職員が、それらの問題を共有し、今後、二度と、こういうことが起こらないような、そうした研修会を設けて、心を一つにして頑張っていこうということでございます。

これらは、そのときだけでは、なかなか難しいと思いますし、やはりこうした横断的に全職員が研修するような、こういった場を、今後もやはりしてほしいと思いますし、そうした中で、情報や考え方、また、対応の仕方を共有する中で職員が一丸となって町政を進めていく、そうした重要な役割を担ってほしいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 全体で管理体制を強化していかれる。また、滞納についても研修会をして強化していく。それから、情報も共有していくと言われますけれども、そのことは、もう非常に何も言うことはない、そういった体制で認識を強化していただきたいというふうに思うんですが、その問題が起きたときに、本部会、あるいは下部組織のワーキング委員会で、今までですと、要するに町税なんかは税務課のみの徴収ですし、それから利用料だとか、公共料金は各課の担当みたいになっておるんですが、最終的な収納のチェックがですね、どこが全体の管理をしておるのかというあたりが、私たちには少しわからない、各課に共有したり話し合いはするんだけど、最終的には各課に行ってしまうと人の動きがわからないと、その情報共有化を図ろうと言っておられるんだろうなというふうに思うんですが、最終的な収納に対するチェックができれば、全体に、それは配信できるんですが、そこが全体像を見た収納のチェックができないと、今回のような問題が起きるのではないかなというふうに、僕は感じるわけですが、町長は、その辺が、どういう体制になっておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 最終的には、それぞれの課や部署がかかわる権限と、また、そうした責務に応じてきちんと管理をしていくというのが、これはもう基本でございます。ただ、そうした面について、少しわかりにくかと思いますが、副町長のほうから説明をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私のほうから、少し補足をさせていただきたいと思います。町が取り扱いを行っております、いわゆる公のお金は、各課にまたがって非常にたくさんございます。それぞれ対象の方は異なるわけでありまして、各課で必要な、例えば、それぞれの分担金、あるいは、その徴収金の台帳、それからデータ、そういったものは、それぞれの課が所管しておりますので、それ以外の課については、知る由しありませんし、それはやはり各課が責任を持つということになるかと思っております。

ただ、この間、議会でもお答えしてまいりましたように、例えば、一人の方、ある町民の方が複数の町の公金を滞納されておるとした場合に、現在では個人情報保護法の壁があったりする中で、各課が、それぞれ出向いて、個別に折衝せざるを得ない、ある意味、合理的でない、効率的でない、そういった仕事の仕方をせざるを得ないわけですが、今回、債権管理条例ができて、この間の、いろんな検討の中で、例えば、今、申し上げたような場合であっても、もう少し合理的な仕事ができるように、特定の職員には、ほかの課の、そういった個人情報も見ることができる、そして、自分の課の公金のほかに、ほかの課の公金もまとめて納税、納付の折衝ができるように、そういった方式に改めようということを考えております。それから、やはり今は町内、町外を問わず、サラリーマンの方が非常に多くなっておりますので、払いやすい環境も整える必要があるということで、従来の口座振替、あるいは金融機関への納付に加えて納付時間の制約がないコンビニ納付、コンビニ納税といったものにも拡大をしております。

今後は、こういった中で、従来のように、単に縦割り、自分とこの課の状況しかわからないということじゃなくて、もう少し町全体として公金の収納状況がどうなのかということが把握できる格好になるかと思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今、コンビニの問題が出たり、条例の問題が出たんですけれども、支払い方法とか、そういったことは、そういったことで対応ができて、支払いやすくなるのではないかとこのふうにするんですが、その共有がですね、情報の共有が単なる部会を開いて持ち寄るだけのよう、今、答弁でしたけれども、それでは、私はめっちゃ手間がかかるのではないかなというふうに思いますし、何か共通のシステムみたいなものがあって、例えば、会計室あたりが、最終的に、全体が見れるような、今、一番コンピュータが得意とする部分が何か生かされていないような気がします。そうではなしに、単独した事務はコンピュータでやるんだけれども、全体の共通したところを一つの場所から全体に知らせるということは、今のコンピュータが、システムが、一番効率がいいわけですから、それが、何か逆になっているような気がしますね、その事務的な処理として、ですから、そういったことの考え方というものが今後、出てこないとですね、またぞろ同じことの考え方になってしまう。ただ、問題点が出たら、ただ、今までとは違って、全体で話し合うという、どなたが町長になられてもですね、そういった管理体制というものを、システムを含めて、情報の問題もありましょうけれども、そういったことを考えないと、私は、とても効率化した、全体の管理というものがやりにくくなると思います。

そこから、会計室長に、全体の収納が一括で見れるようにして、ここの部分が弱い、ここの部分が弱いということは、そこから今度は課長に配信していくと、徴収義務を強化させるというよ

うな仕組みをとってこないと、私は今の答弁の感覚で、またしては寄っては話しとるぐらいのことでは、とてもそんな、こんな大きな世帯を一括管理というものはおろそかになってしまうような気がしております。システムが一番、今そこを得意をしておるわけですから、その辺は副町長、どうお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員のご質問の趣旨は、先ほど私が申し上げましたように、そういった納付環境であるとか、あるいは納税、納付折衝の合理化を試みたとしても、一元的な管理をしないと一層効率化は図れないんじゃないかという趣旨だと思います。それは私たちも非常に認識をいたしておるところでありまして、例えば、個人情報保護法の絡みがあったりして、なかなか難しいわけですけども、市町村の中に債権管理条例、本町が制定をいたしました債権管理条例を制定したのを受けて、ありとあらゆる公金を一元的に管理するセクションを設けているところもあります。

議員のご懸念といいますか、思いとしては、そういったシステムにしないと、ただ払い込みをいただいた数字のデータが電算で上がってくるだけ、それは、いえば結果論、結果でありますので、その経過、それから、日々の納入状況、折衝、こういったものを一元的に管理するセクションを、やっぱり設けるべきではないかというお話だと思っております。そのことの問題意識は、我々も持っております、ただ、職員を大幅に減らしている中で、例えば専属の課を、セクションを置いて、一定の職員を、今、申し上げた任務に当たらせることが本当に可能なのか、それによって、それぞれの公金を扱っている課の職員を減らすことができれば、新たなセクションは増減ゼロで、問題はないと思うんですが、そういった問題意識は持っておりますが、今後の課題といたしますか、今回の条例ができた中で検討はしなければならない課題というふうに認識はいたしております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ぜひとも、そういったことの管理体制を強化していただかないと、古いままの管理体制では、また、同じようなことが起きやすいというふうに思いますし、今回のことで課長方も随分、肝に銘じられておりますので、今後は、そんなことはないと思っておりますけれども、そういったことがあるんですけども、条例で債権条例をつくられて、管理体制をきちんとする、徴収管理をするというふうに言っておられますけれども、極論を言えばですね、その条例を遵守していただかなければ結果として同じことになるわけですから、幾ら条例をつくっても、それを遵守しなければ絶対に、そうならないわけですから、それだけでは、私は体制が整いにくいと、ですから、やっぱりそこは人がいってもですね、例えば、法律でも、小さな法律はしょっちゅう改正されますね。その改正がですね、ぴちっと捉える課みたいなものがあって、職員があって、専門職員みたいなものがおられて、そこをキャッチをすぐしていく。それを上司に伝えていくというような、そういう仕組みが、私は必要ではないかなというふうに思います。ですから、今回のように平成19年4月に総務省が法を改正しておっても、平成24年にしか、ここの町にはわかってこないというような状態では、私は、その管理条例ができようが、できまいが、民法や自治法や財務規定にきちんとうたってあるわけですから、条例をつくらなくても、そういった管理はきちんと遵守すればできるというふうに感じております。

ですから、そこをもっと深く考えて、本当にきちんとした体制をとろうと思えば、資金が少し

は要ってもですね、それは最終的に町民のためになるわけですから、そういったことを整えていただきたいなというふうに思いますが、町長、その辺は最後、どなたが町長になられても同じ管理の仕組みにしていかなければなりませんので、町長、お答えください。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど副町長が言いましたように、こうした小さい町では、職員は、その専門に当たって、ずっと続けるなんていうことは無理なところですよ。その職員が専門的にやっていたことを持ったままやめてしまえば、後が続かない、大変混乱を起こす、正直なところ、今までにも、そういったことはございました。ですから、そう考えますと、やはり誰が、そういう担当になっても、与謝野町の職員では誰が、そういう担当になってもある程度、基本的なことがきちんとかわかっていくということが、これまず、大事だと思うんですけども、あまりにも専門的になり過ぎると、今度はまた、それが一定の弊害が起こってくるというふうに思っております。

ですから、今回の、こうしたことが起こったのは、任せきりの部分があったところもあるでしょうし、それらをお互いに共通の認識として、今回をどう捉えるか、また、今後どうしていくか、全職員で、やっぱり考える、そういったことが、まずは必要なと思っております。その中で、今後の課題になると思いますけれども、きちんと職務を遂行するための、これは恐らく機構改革も含めてだと思っておりますけれども、大きな中での論議の大変大事な、今後の課題だというふうに思っております。

お答えにはならなかったかと思っておりますけれども、与謝野町に合ったやり方、与謝野町の住民の人たちに対する目線の中で、どういう方法をとっていくかということが大事かというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） いろいろとできない理由もあるし、できる理由もいっぱいあるんですけども、そういったことのないように、与謝野町だけはきちんとした管理体制がとれるような仕組みが構築できれば、なお町民も幸せかなというふうに思いますので、十分また、今後、検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次に2問目の質問に入らせていただきたいと思います。商業集積エリアなんですけれども、商工会からも大型店の進出が、秩序ある進出であってほしいというふうに思うんですけども、農業の、まちづくりには農業法から考えたまちづくりと、大店立地法から考えるまちづくりとあるわけなんですけれども、それが両方入りまじってですね、町を発展させていかなければならないんですけども、国道沿いに農振を外されて、その外された一つのエリアにですね、店舗の規模といいますが、そういった規制は引かれておるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 議員がおっしゃったように、旧野田川のときに国道沿いの1枚の田んぼは、ずっと外してあります、農振から外してあります。ですから、いろんな、パチンコ屋さんや、いろんなお店が出てきていると思いますけれども、その面積等について、詳しいことについては農林課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。出店というか、進出される、いわゆる商業施設の規模によ

って農地の転用が、どうかということは、農地法の上ではないということでもあります。そのほかの例外規定を外すための規定というのはありますが、規模ということでは特段、特にはないということでございます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 国道沿いの農振が外されておるといことなんですが、ずっと走ってますと大きな田んぼもあるし、小さな田んぼも、一つのエリアがですよ、いうふうにあるんですが、小さい店舗は小さいところを購入するでしょうし、大きいところは大きな店舗を購入すると思うんですけども、その規定が、私は条例みたいなもので、ある程度、必要ではないかなというふうに思うんですが、産業建設常任委員会でも検討しているときにですね、あまり規定をしてしまうと町内の若い方や商業者の方が、もっと大きく、ここの店舗をあそこへ入れて、バイパスに出てやりたいと言われたときに規制あると、伸びれないわけですし、そうかといって、外資系の大手が、とてつもない大きなものを持ってこられると、また、それも問題でしょうし、そこら辺の適宜な条例というものが、若干必要ではないかなというふうに思うんですが、町を管理されておる町長としては、農業問題や、それから商業問題を含めてですね、今までは、どういうふうに考えておられたのか、ちょっとお尋ねしてですね、今後の参考にしたいなと、私は、少しは、そういった条例みたいものが、今後は必要ではないかなというふうに思うんですが、そこ辺はいかがでしょう。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身、ちょっとその意味がわからないんですけども、実際に店の面積が大きい、小さいだけで図れないものがあると思うんですよ。たった3人でやっておられる企業であっても、すごい金額を動かすような企業があったり、あるいは大きい店を構えておられてもというような、いろんなあれがあると思うんです。ちょっとその辺のところは、私自身も今の状況の上に、また、その法律というか、町で規制をしていくということが、果たしてできるのかどうか、その辺については、やはり、その農振といいますか、農業振興地域だと指定している、そういう中で、一つ一つ出てこられる方の、そのあれを、農地であれば農業委員会等の意見を聞きながらやっていくという形になるのではないかと思いますので、ちょっと間違っていたらなので、農林課長のほうからお答えいたします。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。農地を管理するという立場は、これは農林課でございますが、農林課の立場からしましたら、農地法、先ほど申し上げましたように農地法の上では、そういった店の規模での判断基準にはないということなんですが、その規模については、やはり大規模小売店立地法とかですね、そういう観点からの審議といいますか、判断といいますか、そういったことのほうが上位にくるのかなというふうに認識をしております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 店舗はですね、それぞれの企業家が考えるわけですから、それはわからないんですが、この町のまちづくりとして、商業の面や、それから、農業の面や考えたときにですね、なぜ条例が必要ではないかというのはですね、やっぱり国道沿いでも、あの辺ですと、私らが見ると優良農地に思えますね。それが農振除外をされて、今度は商業法の大店立地法のほうに切りか

えたら、店舗はですね、今、来ておるのは1万平米までの商店が来ておるんでしょけれども、それ以上になると、また、京都府の知事が要ったり、先ほども言われましたけど、4町歩以上は大臣の許可が要ったりするので、その段階というものはあるんでしょけれども、農地、農振が外されておると自由に、その店舗は農業委員会が認可すれば出れるわけですけども、規模が、ある程度条例で定めてないとですね、その認可がおりたら、町長の言われる法に基づけば拒む理由はないと言われる、その意味はわかるんですが、やっぱりまちづくりとしてですね、農業を守る考え方と、それから、商業を守る考え方とありまして、そこを両面から考えたときに、与謝野町にどうあるべきだということが、私は聞きたいわけですし、店舗が来るで、それは知事が認可したらしゃあないんですわというのではなしに、やはり地域の商業者も守らんなんし、それから、農業者も守っていかんなんわけですから、そこをどういうふう考えられるのかなということ聞いてまして、今の、どちらの答弁を聞いておっても、さっぱりまちづくりもわからんし、何を思っておられるかわからんという感じがするんですけど、その辺はどうでしょうか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。なかなかバランスという点で難しいことだというふうに思っておりますが、農林課といたしましては、やはり私の立場からすると、やっぱり優良農地の確保ということが、まずは前提にあるということでございます。確かに農業振興地域からは国道沿いを外れておりますけれども、逆に農地の管理をするほうからいきますと、圃場整備をした一団の農用地を形成しておる中に国道が走っておるということでございますので、農振地域から外れていても、優良農地にはかわりないということでございます。特に優良農地の優良度合いの高い農地だということだというふうに思いますので、繰り返しになりますけれども、農地を預かる者からしますと、保全を、まずは図っていききたいという立場でございます。

ただし、まちづくりという点では、農地の保全と、俗に言う発展という部分での、確かにバランスといいますが、そこは農林課を超えたレベルで議論が必要だというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） なかなか答えの出る問題ではありませんので、この辺にしたいと思っておりますけれども、やはり私は、まちづくりとしてですね、今後、そういった条例みたいなものが、若干必要ではないかと、出店規模の規制みたいなものが、少しは必要ではないかというふうに考えますので、今後の課題として、また、頭に置いておいていただきたいというふうに思いまして、質問を終わらせていただきます。

議長（赤松孝一） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

野村議員。

1 番（野村生八） 私は通告に基づきまして、協働のまちづくりについて町長に質問をいたします。激動の時代が始まった、この言葉を私が一般質問で使い始めたのは、もう10年以上前になります。まず、経済の構造が大きく変わっている、大量生産の時代から多品種少量生産に、そして、1個1個のものづくりによって、より安くできる、こういう構造に変わっていることを指摘しながら、次には文化の面でも東京発の文化から、さらに地方発の文化が、取り組みが大きく広がっている。このことを指摘をして、さらには地球環境の温暖化をはじめ社会だけではなく、自然が

大きく変わり始めている、こういうことを、いろんな面で取り上げてきました。そして、その後、政治の分野が大きく変わり始めて、実際に変わりました。自公政権から民主党政権に、そして、再び自公政権へと、めまぐるしく政治の激動が始まっています。

今、この激動は一層激しく動き始めていると、このように思っています。この与謝野町でも太田町長の健康上の理由による突然の立候補辞退により大激震が起こりました。この4年間で与謝野町の協働のまちづくりは大きく前進しました。全国に誇れる取り組みだと思っています。始まった、この協働の取り組みを、次の4年間で、さらに確固としたものにされるだろうと、こういう思いで、今回の一般質問を取り上げましたが、この激動により通告した思いは、段取りは大きく変わらざるを得ないと、こういう状況になりました。

もう一つは、今回の、このテーマは、塩見議員をはじめ多くの議員が取り上げられて、既に町長から答弁がされていると、こういうこともちょっと予定を大きく変更せざるを得ないと、このように思っています。しかし、そういう答弁をいただいた内容も踏まえながら、再度、お聞きをしたいというふうに思います。

まず、協働の取り組みとして、一つ目に、中小企業振興基本条例に基づく産業振興会議の取り組みの内容。

二つ目には、命の里事業などの、農業の取り組み。

三つ目には、リフレの里、やすらの里などの取り組み。

四つ目には、公民館活動、この活動を町長として協働の面から、どのように評価されているのか。

五つ目には、石川区や、先ほどもありましたが岩屋区などの地域での取り組み、地域包括ケアシステムの取り組み。

六つ目には、防災の取り組み。

そして、7番目には、そのほか協働の取り組みが大きく前進したと思っておられる分野の内容がありましたらお聞きをしたいと思います。この取り組みは、どこまで進んだのか、このことをお聞きします。

その次に書いている内容は、これはもう大きく狂いましたので、反対に言いますと、私自身はこの4年間で、これだけ協働が大きく前進したと思うんですが、次の点については、あまり、その内容が、私には伝わってこないなというふうに感じています。この分野では、どのように協働の取り組みは進んだのか、あるいは進んでなくて、課題だったのか、今後ではなくて、今までの評価についてお聞きをいたします。

一つは、男女共同参画社会の取り組み。

二つ目には、環境問題への取り組み。

三つ目には、地域福祉計画の策定の取り組み。

四つ目は、各地域での住民と行政の協働の砦についての取り組み。

五つ目には、それらを基本としてつくり上げていくまちづくり基本条例について。

これらの点が、協働が進んでいないという意味ではなくて、先ほど言った、大きく進んだ内容から見れば、もうひとつよく伝わってこないなと、いわば発信が弱いのかなというふうに思っているという意味で受けとめていただけたらというふうに思います。

さらには、さきに答弁がありました。こういう協働の、そういう発想からいえば、公共施設のあり方で、京都工芸繊維大学との研究が始まっているというふうに言われました。こういう研究をする上でも、与謝野町でやるからには、この協働の視点で、これらの研究もやるとか、そのほか、今後について、今までの視点から今後、町政を誰がされるのかは別にして、任せられる町長として、どのような形で、今までの取り組みを、さらに発展すべきであるとお考えか、この点も含めてお聞きができたらと思っていますので、よろしく願いをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員ご質問の協働のまちづくりについてお答えいたします。たくさんのご質問ですので、私自身の思いも込めて、少し長くなりますが、ご了解願います。

まず、前段の、どのように評価しているかについて、1点目の中小企業振興基本条例に基づく産業振興会議の取り組みからお答えいたします。この産業振興会議は、平成22年7月に第一期がスタートし、条例制定後の平成24年7月から第二期に入り、この3月末で任期が終了いたします。この3年9カ月の間に、中小企業振興基本条例の策定、条例施行記念シンポジウムの開催、条例推進事業として「まちグルメ in YOSANO」の企画発表と事業実施、そして二期目のまとめとして「産業振興に関する提言書」の提出をいただきました。

これらの取り組みは、産業振興会議の皆さんが中心となり、住民の皆様の思いを踏まえてまとめ上げていただいたもので、総合計画に掲げられた「商助」のまちづくりを具現化したものと、大変評価しております。お仕事の大変お忙しい中、多くの会議をお世話になり、本当に熱心にご議論をいただきました。委員の皆さんの中には、総合計画や産業振興ビジョンの策定からお世話になりました方もあり、条例制定や提言書の提出など、町にとりまして大変重要な内容をご議論いただき、大変感謝をしております。

2点目の命の里事業など、農業の取り組みにつきましては、滝・金屋地区では、平成21年度から「命の里事業」に取り組んだことを契機に、両地区での話し合いが進み、農家組織を一組織に改編し、持続可能な農業を目指す体制づくりが実現しました。これにより滝・金屋地区では、平成24年度から京阪神の大学生を受け入れ、学生、地元が一緒になって地域づくりを行う「京都Xキャンプ」や、平成25年度には、リフレエリアで開かれた「ひまわりフェスティバル」に参画いただくなど、新しい視点、取り組みによる地域活性化が進められています。その他、農業分野においては、個々の農家が、阿蘇海、野田川の浄化を合い言葉に、町が提唱する環境に配慮するための「浅水代かき」を実践するなど、協働の意識を高めることができました。

3点目のリフレかやの里等の取り組みでは、農業振興面において、地域の農業関係者と連携して、京の豆っこ米をはじめとする地元産の食材使用を基本とした施設運営を行っています。また、指定管理者である社会福祉法人よさのうみ福祉会では、リフレエリアの地元地域や事業者等で構成する「リフレ運営協議会」の事務局を担い、施設運営とともに、まさに地域活性化の中心となって活動しています。さらに障害者自立支援法に定める就労継続支援事業を実施し、就労支援A型・B型合わせ24人を雇用しており、そのうち町民が18人と、町内の障害者福祉に大きく貢献をしながら、うまく地域と福祉の協働による活性化に大きく寄与しています。



さらに、平成25年3月1日に開設されました地域共生型福祉施設「やすらの里」は、高齢者も障害者も児童も住民も集える地域福祉の拠点となりました。その取り組みは、四つの異なる民間法人と行政が、「自助・共助・商助・公助」による協働の福祉基盤づくりを目指した、全国にも先例のないものであり、まさに与謝野町総合計画の具現化と中小企業振興基本条例の先駆的取り組みであったと評価いたしております。

4点目の公民館活動の取り組みにつきましては、合併前に野田川地域で取り組まれてきた公民館活動ですが、合併後、徐々に他館にも浸透し、平成23年度からは町内全ての20地区公民館で実施いただいております。その後、今日まで、各館とも工夫を凝らしながら、年間10を超える事業を実施していただいております。また、一方では、地域防災対策など、新たな地域課題も出てきており、先ほどご質問のあったように、そうした問題も出てきておりますが、今年度は、同志社大学の協力を得て活動調査を行いましたので、今後、出される提言等も踏まえながら、地域の中核である公民館を活用した取り組みをより一層支援していきたいと考えております。

6点目の石川区などの地域包括ケアシステムの取り組みについてですが、与謝野町の地域包括ケアシステムは、家庭での生活に問題を抱えながら公的サービスを利用していない高齢者を把握し、対応することを当面の目標にしております。この取り組みは、地域の中で顔の見える関係を築いておられる人々の力が不可欠です。

そこで京都府地域包括ケア総合交付金を活用して、高齢者の見守り等を行っているボランティアグループや、小規模多機能型居宅介護事業所の協力のもと、一つには定期的にサロンを開催し、地域のお年寄りが集まることができる場を提供すること、もう一つは、戸別訪問の実施により、問題を抱えたまま引きこもっている方の抽出にご尽力をいただきました。また、実施に当たり、地元自治会、民生委員等との打ち合わせを行い、協力し合える体制を目指していただいております。平成25年度からは、社会的な問題となっている認知症対策を中心に据え、先ほどのサロンに認知症カフェとしての性格を加えました。また、認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型通所介護事業所でも認知症カフェを開始していただき、一つのカフェでは、他のカフェや事業所職員からの相談も受け、専門機関とのつなぎ役としての機能にも重点を置いていただいております。

こうした、数字で評価を行うことが難しい地道な取り組みを、民間事業所が率先して取り組んでいただいていることは、大変ありがたく、敬意を払うものでございます。また、これらのご努力をさらに効果的なものにするため、他の地域においても、それぞれ可能な形態での活動を広げていただけるよう、基盤を整えていきたいというふうに考えています。

次に、6点目の防災の取り組みについて、まず、町の防災の中核を担っていただいております消防団の消防施設整備につきましては、消防施設等整備計画に基づき消防車両の更新をはじめとする計画的な整備を進めており、また、操法技能も合併以来、二度の全国大会出場を果たすなど、消防資機材及び消防技能ともども、府内でもトップクラスの消防団であると自負いたしております。町民の皆様方の生命と財産を守るため日夜活動をいただいているところでございます。

サラリーマン団員の増加に伴い、日中の消防力の低下を補うために、平成23年4月より地域の協力を得て、消防団員のOBによる「消防団支援隊」を創設していただき、今後におきまして

も消防団と調整を図りながら、その拡充に努めていきたいと考えています。

次に、災害警戒の取り組みにつきましては、合併以降、幸い当町では大規模な災害は発生してありませんが、ここ数年では台風の接近や集中豪雨等により、たびたび災害警戒本部を設置する機会がふえています。大雨等の警報発令時には、各地域において区役員さんや自主防災組織を中心に警戒態勢をとるとともに、各公民館において自主避難所を設置していただくなど、町の警戒本部と連絡を密にしながら、地域と一体となった災害警戒態勢としています。

また、防災訓練は平成19年より毎年、継続的に実施しており、東日本大震災の教訓も踏まえて、津波避難訓練を実施するなど、実践に即した訓練を、町民の皆様とともに実施しているところでございます。

この中で、各地域においても独自に炊き出し訓練を実施するなど、町民の皆様の災害に対する意識の向上が図られてきていると考えています。さらに、本町では、ひとり暮らしのお年寄りや障害のある方などを災害から守る取り組みとして「避難行動要支援者登録制度」の取り組みを始めています。昨年の防災訓練から、この登録台帳を各区に配布し、避難行動要支援者の安否確認の訓練をお願いしているところであり、地域による協力体制を推進していただいているところでございます。

以上、主立った防災対策における協働の取り組みを紹介させていただきましたが、防災・減災を推進していくためには、地域の結びつきとともに、町民の皆様の自助・共助が大変重要であるというふうに考えており、また、お互いに協力して防災活動を行う自主防災組織の育成・強化を推進していくことが大切であるというふうに考えています。

7点目の、そのほか、協働のまちづくりはどこまで進んだのかについてですが、合併後、自治会活動や公民館活動、まちづくり団体やサークル、ボランティアグループ、NPOなど、さらには企業の事業活動においても積極的な取り組みが見られるようになってまいりましたので、協働のまちづくりは着実に前に進んでいると感じております。そして、これらにゴールはないものと思っておりますので、お尋ねの、どこまで進んだかについては、それぞれのお考えに委ねたいというふうに考えています。

次に、後段でお尋ねの協働のまちづくりを、今後さらにどこまで進めるのか、とりわけ地域ごとの取り組みが求められるかというご質問でございます。つい先日まで、次を担おうというふうに思っておりましたので、これらのことについては、今後の課題であろうと捉えていた問題でございます。

その中の1点目、男女共同参画社会の取り組みにつきましては、昨年、全国女性町長サミットを開催し、女性団体の皆様を中心におもてなしをいただきましたし、サミット本番においても多くの皆様のご来場をいただき、改めて男女共同参画の意義を再認識できたと思っております。また、昨年は、山田知事を囲んでの「和い和いミーティング」も、「まちを元気にする女子会in与謝野町」と題して開催していただきました。ちりめん街道の活性化においても多くの女性の皆さんが活躍していただいております。このように、徐々に女性の活躍の場が広がってきているというふうに感じており、協働のまちづくりと相まって今後、ますます観光や福祉、町の産業や交流など、さまざまな分野で活躍いただけるものと期待をいたしています。

次に、2点目の環境問題への取り組みについてですが、平成23年4月に、婦人会、商工会、

農業関係者など、民間委員で発足いたしました「よさの百年の暮らし委員会」、通称「みらいふ」では、身近な環境問題から、地球温暖化防止など、地球規模の取り組みまで、幅広い活動を通して協働のまちづくりに貢献していただいています。

もう一つは、平成26年度当初予算の衛生費の環境衛生費において、従来の環境美化保全対策事業を、阿蘇海等環境づくり事業に変更しております。これは、現在、京都府と宮津市、与謝野町が中心となって活動を進めております「阿蘇海環境づくり協働会議」との連携を今後も強めながら、二級河川野田川を中心とした流域全体も含めて、阿蘇海の環境づくりを考えていこうという町の姿勢を、この際、明確にするとともに、例年、各区で実施していただいております「春の一斉清掃」や「クリーン作戦」等を通じ、各区、町民との連携を図りながら、この事業の今後の展開を考えていきたいと考えているからでございます。

3点目の地域福祉計画の策定についてですが、以前にも議員からご指摘を受けたと記憶しております。地域福祉計画は、福祉の総合計画的な位置づけであり、努力義務ではあるものの、策定の必要性は大いに感じております。少子高齢化、過疎化、核家族化、虐待、DVの増加など、地域を取り巻く環境は大きく変化をしており、公的な福祉サービスだけでは対応し切れない状況となっています。そうしたことから、地域における見守りや支援の必要性、重要性が高まってきていますので、町ぐるみ、地域ぐるみの福祉計画が必要な時期だと思います。しかしながら、平成26年度は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画及び障害福祉計画、さらに子ども・子育て支援事業計画の3本を策定しなければならない年であり、地域福祉計画の策定については困難な状況です。

先ほど申し上げましたように上位計画である地域福祉計画を基本として各種計画を立案することが本来だとは思いますが、策定期間について今後、検討課題と考えます。

4点目の各地域での住民と行政の協働の砦については、これまでどおり自治区、自治会など、身近な単位を中心とした地域コミュニティ活動と地域主体のまちづくり活動の促進を念頭に、協働のまちづくりを推し進めていくことをベースに考えています。したがって、これらは、やはり自治活動、公民館活動等が中心になるかと思っておりますので、拠点としては公民館を活用いただき、行政との連携を強くしていかなければならないと考えています。また加えて、近年はNPOやサークル、ボランティア団体等による自主的で広域的なまちづくり活動が町内で数多く見られるようになってきました。これらの動きは特定の地域にとらわれない人と人との交流、ネットワークによって協働のまちづくりの一つの母体となり、いろんな活動が展開されるものというふうに思っておりますので、町全体をフィールドとして行われる、このような動きもしっかり支援できるよう努めていかなければならないというふうに考えております。

最後に、5点目のまちづくり基本条例についてですが、まちづくりの基本的な考え方、協働の定義が盛り込まれ、自治の理念や原則、町民の権利などの基本的事項を作成しようとする理念条例となりますので、この条例の趣旨をしっかりと理解した上で進めていかなければならないと考えています。絵に描いた餅にならないよう、多くの住民が主体となり、みんなで作った条例となりますよう、あわせて協働によるまちづくりの基本条例となることを期待したいというふうに考えております。

議員におかれましても常々からご指摘いただきますように、当町にとりまして、協働のまちづ

くりは、非常に重要な視点であり、私は永遠のテーマであるというふうに考えています。今後とも新たな体制のもとに、しっかり進めていただくことを強く願っているところでございます。

以上で、野村議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） お諮りします。

ここで休憩としたいわけですが、きょう、休憩中に議会運営委員会を予定されておられます。

そこで議会運営委員会を13時15分から開会しまして、約30分間おきまして、お昼からの開会を13時45分というふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

それでは、一応13時45分から開会しますので、議運は13時15分からということでよろしくお願いたします。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時45分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

それでは、野村議員の一般質問、質問から始まります。

野村議員。

1 番（野村生八） 大変丁寧なご答弁いただきまして、ありがとうございました。

おかげで改めて、この与謝野町の協働のまちづくりが、どこまで前進してきたのかということが、大変私自身もよくわかりました。前から思っていたわけですが、改めて、この与謝野町の取り組みは京都府下だけではなくて、全国的にもすばらしい先進的な、そういう取り組みだなというふうに思っています。

そこでお聞きしますが、この取り組みはですね、まちづくりは、太田町長の力も大変大きいというふうには思うんですけども、それだけではなくて、住民、事業主、事業所、そしてまた、職員の方、そして、私たち議会、こういうみんなの協働の取り組みでもあった。その四者、そのほかにもあるんでしょうが、それらもやはり、どれが欠けても、ここまではいかなかったのではないかなというふうに私は思うんですが、この点については、町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） まさしく、そのとおりだというふうに思っておりますし、今回の、改めて自分自身を振り返ってみても、この新しい町をつくる、その前段から、やはり今度は新しい町をつくるんだと、そのためには、やはり今後は協働で、それぞれが自分たちの役割を果たす中で、自分たちの、この町の自治を担っていくんだという、そういう思いが一つになった結果だろうと思っておりますし、それについては、やはり総合計画をつくることから基本の目指すべき目標の中に、やはり自助、共助、商助、公助という言葉が入られて、それは言葉だけではなくに、やはりそれを実際に、私たち、新しい町のみんなが、それを、住民の皆さんが、やっぱりそれをつくっていくんだという、そういう熱い思いの結集だったというふうに思っております。

そういう意味では、町長、前にも申し上げましたけれども、町長、一人でもできないし、職員だけでもできないし、また、住民の方たちとの、そういう思いを受けとめ、それを議会でも、お

互いに、それを共有して、そして、やっていくという、まさに協働の取り組みに大勢の町民の方もかかわっていただいた結果が、今にあるんだというふうに思っております。

前回に引き続きやりたいと言いましたのは、そうした今、そういういろんな場面において、協働でつくり上げてきている、そういうものが着々と進められてきている、やはりこれをもっともっと進めることによって、そして、そのことによって、この町が文字どおり、本当にいい町になるんだというふうに思っておりますし、そうした意味で、この住民の方たちに、本当に感謝する気持ちとともに、今後も頑張って、このまちづくりに一人でも参画していただいて、一人一人が本当に自分たちも、この町をつくっていく、そういう役割を担っているんだという、そういう誇りを持って、このまちづくりを進めていただけることが何より大事だというふうに思っております。

そのためには、大勢の皆さんのお力をかりながら、与謝野町の目指すべき方向性を見失わずに進めていただけることが大事かというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、答弁の中で自治という言葉が使われましたが、失礼な言い方もわかりませんが、町長ですから、当然、政治家ではあるわけですが、自治という、こういう面でもですね、大変大きな力を持っておられて、それを発揮されたんじゃないかというふうに、私は思っています。そういう点では、あと次の4年間で、これがさらに町長のもとでね、どこまで前進されるのだろうという期待もあったんですが、それは残念ながら、続けるということには、本当に寂しいと言いますかね、惜しいなというふうに改めて思っています。

一方で、そういういい面もあったんですが、先ほど、多田議員が取り上げられましたように、特に、この最近ですね、いろんな問題が生まれてきているんじゃないかなというふうに、私は思っています。単に下水道の問題だけではなくてということですが、こういう中で、当然、管理者としての町長の責任もあるわけですが、また、いろんな問題についての、それぞれの担当の職員の個々の問題もあるんでしょうけれども、私は、この問題をいろいろと考える中で、単にそれだけではない問題があるのではないかと感じています。

とりわけ、このテーマの協働のまちづくりにとって、住民が行政を信頼していただく、これがないとですね、協働のまちづくりというのは、とてもじゃないけども、前進どころか、成り立たないと、そういう点では、今、言ったようなことを、どう乗り越えていくのかということはどういうことか、どこに問題があるのかということを確認しないと、根本的に解決なり、前進できないのではないかとこのように危惧しています。

そこで、私が思っているのは、例えば、与謝野町の町はですね、あの合併のときに、いわゆる期限があまりなくて、急いで協議してきたと、あれだけの短時間で、あれだけの項目を、よく職員の皆さんが調整できたなど、それは大変だったんだろうなというふうに思っています。しかし、反対に言えば、そういう急いだためにですね、十分新しい町になるまでに、その準備ができてなかったという、こういう問題もあったのではないかとこのように思っています。

もう一つは、やっぱり合併によって、当然、財政が、国から出るお金が減っていくわけですから、町に入ってくるお金が減るわけですから、職員を減らさなければならぬと、職員を減らしに減らしてきました。先ほどの副町長の答弁にも、そのことがありました。やはり、この職員が

大幅に減ったことによって、仕事をする上での余裕がなくなっているのではないかと、これも一つの危惧を持っています。交通事故も、私は、そういうことは大きい要因だと思うんですね。これは時間的な余裕だと思うんですが、時間的な余裕がない中で車を運転していると、どうしても事故が起こりやすいというふうに、私は思っています。

こういう問題もですね、あるのではないかなというふうに思っていてまして、改めて、この8年間担ってこられて、合併した後、この町の基本、条例なり、何なりをしっかりと見直しながら進んできたという、こういうことはできたのだろうか、あるいは、今、職員は、どんな思いで、どんなしんどさの中で働いておられるのだろうかということについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 新しい町ができた中での反省点としては、今までにも申し上げてますように、やはり今の今を一生懸命やってきた、その中で、ほっと気がついたときに、大事なことが抜けていたという状況だろうというふうに思っております。

しかし、それは職員だけの問題でもなしに、また、我々理事者だけの問題でもなしに、やはり町として、この町を支えていくには、どうした形がいいのかという、そういう論議もやはりあわせて、もう少し丁寧な論議をする必要があったのではないかなというふうに思っております。

非常に危機感を持つ中で、やはり合併をすることによって、一つの新しい町をつくっていくんだという、そういう思いの中で、見落としていた部分の一つの大きな反省点ではないかなというふうに今、振り返りますと、そういうふうに思います。

しかし、現実、こうした職員の数も減っていく中で、いろいろと職員も、自分たちの置かれている中で、精いっぱい頑張ってきたのではないかなというふうに思いますし、それらについて、なかなか細かな目配りができていなかった点も、これは反省すべき点だというふうに思っております。

根本的に、じゃあどういう形がいいのかということになりますと、そういう理想はあるかもわかりませんが、今、与えられている中で総合的な考えをする中で、一つとってきた方法がそういう方法だったということのご理解も、ぜひしていただきたいなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 1回目の質問で、激動の時代という言葉について取り上げました。私が一般質問をしてきた中で、もう一つのキーワードが21世紀型のまちづくりということを一貫して取り上げてきました。

例えば、サステナブル・シティ、いわゆる持続可能な都市とか、今では持続可能なまちづくりということになっていますが、また、福祉は産業とか、地産地消から、さらに循環型の地域経済だとか、安全な無農薬による農業のまちづくり、安全なまちづくりだとか、あるいは地球温暖化対策の取り組みだとか、新しいところではダイバーシティ、多様性、あるいは共生型のまちづくりだとか、また、行政のあり方としては、地域でのさまざまな協働の取り組みとしての今回のテーマであります、協働の取り組みとしての地域協議会の問題、これは合併の前ごろから取り上げてきました。ほかに情報革命なり、あるいはNPOについても早くから取り上げてきました。このNPOを取り上げたときは、ある議員さんが終わった後に来て、野村君、それは10年ぐら

いしたら、そういうふうなことが起こるかもしらんという話をされましたが、次の年からNPOがいっぱい出てくるという、そういうこともありました。

そしてまた、縦割りからですね、フラットな水平の、こういう行政のあり方という問題についても取り上げてきました。

そして、先ほどの答弁にもありましたが、昔は、いわゆる専門性、これが非常に重要視されて、そのためには大きな町にならないと専門的な、そういう職員というのはつukれないというね、そういうことがいつもいつも言われましたが、専門性から総合性が問われる時代になってきているというね、そういうことについても取り上げてきました。こういう21世紀型のまちづくりとして取り上げてきた大ききの内容が、すぐにということではないですけども、今、振り返ってみると、町長のもとで協働のまちづくりというのは、また、一つふえたなというふうに思っていますが、先進的に、この町では実現している、取り組まれている、こういう状況になっているのではないかなというふうに私は思っています。

そういう意味では、与謝野町というのは中期なり、長期の展望がないというよりも、極端に言えば、太田町長が長期の展望をし過ぎて、僕らがついていけん面もあったなというふうには思うんですが、しっかりとした、そういう長期展望、視点を持った取り組みをされてきたのではないかなというふうに、私は感じているんですが、町長は、この点については、どのようにお感じでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 新町になって8年ですけれども、その前の野田川町のときも含めると、20年という長い中で、町長をやらせていただきました。

今、振り返ってみますと、野田川の町長にならしていただいたときに、非常に財政的にも、町の財政が大変な状況で、いろんな新しい取り組みをしようとしても、借金返しが全体の2割にも及ぶような状況の中で、じっと辛抱をして、そうしたときを、1期目は、ほとんどそういう状況でしたけれども、やはり今後、この町を何とかしていくためには、持続可能なまちづくりをする必要がある。それには自分たちの身の丈に合った形の希望の中で、どうやっていくかということをもよく考えていく、そのためには当時の、あれは第4次の総合計画だったと思いますけれども、そういう総合計画を立てるときも、住民の方も、また町の職員も、それから、議会の皆さんも一緒になって、そうしたつくり上げていくということをやらせていただいた、そういう経験が、新しい町になったときも、ぜひそういう形でやっていかないと、この町を持続させることはできないという、そういう思いの中で、そういう方法をとらせてもらってきました。

それに、よく皆さんも理解を示していただいて、ある意味、何とか小さいながらも、その町の中で一つのことができる、そうしたまちづくりが、できてきたのではないかなというふうに思いますけれども、やはりそういう経験を通して、やはり新しい町になったときも、そういう考え方で町をつくっていくということが、大変大事な、基本的な姿勢ではないかなという思いで、今まで続けさせていただきました。

確かに、世の中の状況というのは、どんどんどんどん変わっていきますし、そのとき時々の政権によっても、いろいろと政策が変わっていきますけれども、やはり基本にあるのは、この住む住民の方たちの思いを、どれだけ町政に反映していくことができるかというのが、やはり町長

に与えられた責務でもあり、そうした職責であり、やるべき仕事だというふうに考えておりますし、今もそう思っております。

そのためには、やはり長期的な展望の中でやっていく、その中に、また細かく年度を分けてやっていくという、今の総合計画なんかを立てる方法、手法、また、それをやっていくやり方というのが、非常に効果的で適切な方法だと私は思っておりますし、そういう中で立てられた総合計画の、いろんな住民の方の思いを、一つ一つ形にあるものにしていく、そういうことが、今後においても大切ではないかなというふうに思っております。

お答えになったかどうかわかりませんが、そういう思いでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、ありがとうございます。

私も、今期で議員をやめる、そういう決意をいたしました。私は、23年間一般質問を1回も欠かさず続けてこられた。いわゆる健康の問題も含めて、周りのいろんな応援があっただけというふうに思っています。

そういう中で、先ほどから言っている、いろんな問題を取り上げてきましたが、何せ、私からわからない状態で勉強しながら問いかけていたことも何度もあってですね、町長にはわけのわからん質問をかけて大変困らせたんじゃないかなというふうにも思うんですが、いずれにしても、きょう最後の一般質問になりました。

私は、先ほど町長、言われたように、町民に、ぜひ、まちづくりに参加してほしいというふうに言われました。私自身も議員はやめても、引き続き、この与謝野町の協働のまちづくりに参加して、よりよい町へと頑張っていきたいというふうに思っています。

つきましては、町長もやめられた後、体をしっかり休めながらも引き続き、その力を発揮していただく協働のまちづくりに参画していただくよう期待もしたいなというふうに思っています。それを表明しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました、長い間。

議長（赤松孝一） 野村生八議員の一般質問を終わります。

次に、6番、宮崎有平議員の一般質問を許します。

6番、宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それでは、通告に基づきまして、3月定例会の一般質問をさせていただきます。

近年、全国的に地震や風水害などの自然災害が想定外に大きな被害をもたらしております。3年前の東日本大震災も想定外の大きな地震でありました。地震以外でも台風の被害は毎年、各地で発生し、大きな災害となっております。ゲリラ豪雨、集中豪雨の言葉も、年々増加して、今では普通に使われるようになってるのが現状であります。

平成16年の23号台風では、全国で96人の死者、行方不明者が出ており、京都府では死者15人、床下・床上浸水7,500棟の被害が出ております。与謝野町でも、23号台風のときは大きな被害に見舞われ、この庁舎も水没したと聞いております。

最近では、竜巻注意報が頻繁に報じられるようになっておりますし、毎年、台風の大雨による被害は与謝野町においても少なからず発生しているところでもあります。今後も異常気象による災害や大きな地震も発生する時期が来ているとも言われる中で、ことしの1月29日に締結された



島根県津和野町、三重県明和町、それと2月10日に締結した、奈良県斑鳩町の3町との、災害時の総合応援協定は、大変心強く思えるところであり、必要性を強く感じております。

私は、この応援協定を高く評価するものであると思っております。そこで、2点、質問をいたします。

1点目は、災害協定に、この3町を選ばれた理由をお聞きいたします。

2点目には、災害時総合応援協定や防災計画書の交換だけでなく、各町の防災訓練にお互いの担当者レベルが参加しての訓練をすることで、訓練内容のレベルアップにつながるといいますし、災害時には素早い応援ができるのではないかと思います。そのような計画はあるのでしょうか。

次に、与謝野町・岩滝大行列について、お聞きいたします。大行列は、旧岩滝町から引き継がれてきたものでありまして、その歴史は大変古く、天保6年から始められたと言いますから、19世紀から行われている大変歴史的に貴重な生きた文化財であると思っております。平成3年からは10年ごとに開催され、与謝野町になってからは、平成23年11月13日に開催され、大盛況であったことは記憶に新しいところであります。

私は、前回のようにオータムフェスティバルと一緒に開催するような企画で、大きなイベントにすれば町を元気にする道具の一つとして、使えるのではないかと考えております。

今後の大行列がどのような形で継承されていくのか危惧いたしております。開催時期や規模の大きさなどの開催計画が立てられない理由をお聞きいたします。

以上で、1回目の質問といたします。よろしくお願いたします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 宮崎議員ご質問の1番目、災害時の応援協定についてお答えいたします。

まず、1点目の後期協定の対象として、この3町を選んだ理由についてお尋ねですが、3町とは、お互いに加盟をいたしております全国史跡整備市町村協議会の役員として、それぞれが出ておりまして、その中の活動がご縁ございまして、災害時の史跡等の防災対策を協議する中で応援協定の締結に至ったものでございます。

東日本大震災以降、全国的にも遠隔地の自治体の協定が積極的に進められている中、お互いに同一災害による被災の可能性が低いと判断したこと、町の規模が大きくかけ離れていない同規模であることが、協定を締結した理由でございます。市町村規模が比較的近いことで、お互いの災害対応のノウハウが実際の支援の際に、より効果的に生かされると考えております。

今後は、お互いの日ごろからの交流、情報交換等、顔の見える関係を構築していくことで、有事の際の支援の授受が円滑に運べるように進めていきたいと考えております。

近年では、地震、風水害等が、これまでになかった態様で発生し、各地では想定外の被害を受けています。そのような中、昨年度には国の防災基本計画の改定を踏まえ、本町も地域防災計画の見直しを行ったところでございますが、この中で議員のご指摘にもありますように、近隣市町の同時被災の可能性を考慮し、その可能性の低い遠隔市町との応援協定の締結という形での相互応援体制の確立の、そうした重要性について計画に織り込み、大災害が発生した場合に円滑な応急対応が行えるよう、あらかじめ相互応援協定の締結するなどして、広域的な応援体制を確立するものとするとしております。

現在、自治体間としての相互応援協定の締結は豊岡市、島根県津和野町、三重県明和町、奈良県斑鳩町の1市3町でございます。協定では、災害が発生した場合の必要物資の提供や、職員派遣等の支援を円滑に遂行するものとしています。

2点目の、お互いの町の防災訓練に防災担当者が参加することで、与謝野町の防災訓練の内容の向上につなげてはとのご提案でございますが、防災訓練の場は、その町が模擬的に被災した状況下を想定した場であります。そのような場におきまして支援をする側、される側が応援協定に基づいた相互訓練を行うことの重要性は極めて高いと考えています。

昨日、実施いたしました町の防災訓練では、明和町、津和野町、斑鳩町と災害応援要請の情報伝達訓練も実施したところでございます。また、明和町からは、本年度の消防団幹部視察研修を本町で開催したいとのご依頼も受けております。

議員ご提案のとおり、まずは、担当者レベルでの防災訓練へのシミュレーション参加をはじめとしまして、連携強化に向かいまして協議を重ね、防災対策の充実に努めてまいりたいというふうに考えています。さらに、防災面に限らず、広い分野で交流を推進していくことも、この協定の効果を一層高めるものであるというふうに考えています。

ご質問の2番目、岩滝大名行列の開催についてお答えいたします。

平成23年11月13日に開催いたしました岩滝大名行列は、町内外から2万人という大勢の皆様にご来場いただき、天橋立をバックに豪華絢爛な時代絵巻を披露し、大盛況のうちに終了いたしました。

合併後、初めてとなる岩滝大名行列には、岩滝地域だけではなく加悦地域、野田川地域からもご参加いただき、約250名の与謝野町民の協力により実現したものでございます。その参加された皆様を対象にアンケートを行い、実施方法など、今後の方向性についてご意見を伺いました結果、これまでどおり10年ごとの開催がよいというご意見が約57%を占めました。

一方、大名行列実施の中心となっていただく岩滝大名行列保存会では、昨年度の総会で、10年後を目標に大規模な大名行列を披露したいという方針を示されたところでございます。

以上のことから、次回の開催は平成33年度に実施することを目標に、保存会を中心として実行委員会などの組織づくりを進めるとともに、基金の積み立てについても、現在、約700万円残高がございますので、当面の積み立ては見送っておりますが、平成33年度には必要額を積み立てることができるよう検討したいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、平成23年度には、京都府地域文化活動支援補助金及びコミュニティ補助金計400万円の助成を受けてはいるものの、総額約1,700万円という多額の支出をしております。これには用具の修繕等の経費、東映スタッフの派遣経費などが多くを占めておりますが、必要経費の圧縮を進め、支出項目の見直し、行列規模の縮小なども並行して保存会と連携しながら検討してまいりたいというふうに考えています。

岩滝大名行列保存会も平成23年の大名行列実施を期に退会される方も多くあり、一時、会の存続も危ぶまれましたが、役員さんをはじめ世代交代が進み、現在は若い方々が中心となり本格的に活動を開始されたと伺っております。

次回開催については、保存会が中心となって開催計画を練っていただきたいというふうに考えており、再びすばらしい大名行列を7年後に披露していただけるものと期待をいたしております。

以上で、宮崎議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） ありがとうございます。

1点目の協定の問題ですね、災害時の応援協定の件でございますが、既に、いろいろと私が心配しよったことは、既にやっておられるというようなことのご答弁でございました。本当に安心をいたしました。

その中でも、応援する以上は、それなりの与謝野町の備蓄なり、ものがなかったらできないだろうと思うんですが、現在の与謝野町の、そういう備蓄のようなものは、どの程度あるのか、教えていただけますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 恐れ入ります。今、手元には持ってないようでございますけれども、やはりそれぞれの町の情報を交換している中には、そうしたこともお互いに共有をさせていただいております。

それと、今回、先ほども申しましたように、明和町から消防団の方々が与謝野町の実態を見せていただきたいということがございましたけれども、いろいろと話をさせていただく中で、やはりうちの消防団あたりが、新しい町になってから2回も東京のほうに、全国大会にも出ているというようなことも聞かれました、非常に驚いておられます、自分とこは県内のもないような話でしたし、ましてや全国大会へなんていう、夢の夢の話だみたいなところで、実際に与謝野町の消防団が、どういう活動をしているのかというのを、これを機会にぜひ、行かせていただきたいというふうなお話がありました。そういう意味では、自分とこに足りないもの、また自分とこのいいところ、お互いにそういう、これは消防団の話ですけども、防災、あるいは、減災のためにやってるようなことも、いろいろと情報を交換する中で、お互いに刺激し合って、いいまちづくりができるんじゃないかなと、やっとその緒についたというところでございますけれども、早速、そうした効果が生まれてきているということについて、大変うれしく思っております。

特に、さっき申し上げましたように、全国史跡整備市町村協議会で、それぞれの市町が、どっちかといいますと、そういう史跡だとか、世界遺産だとか、いろいろと、そうしたものを抱えている市町が構成しております、そういう協議会ですので、明和町あたりでも斎宮という、斎王の住まいされるところがありますけれども、そうしたことで、まちづくりをしておられる、そういう町でもありますし、防災や、そういった面だけではなく、まちづくりという中でも、いろいろと勉強させていただくことがあるんじゃないかなというふうに思いますし、そういった交流が進めば、また、与謝野町のまちづくりにも大いに参考になるんじゃないかなというふうに期待をいたしております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） すばらしい協定ができたのかなと思います。特に、また先ほど申されたとおり、地域的にもお互いに影響が出ない、一つの災害に影響が出ない地域ということもあって、非常にいいところを選ばれたのかなというふうな感じでおります。これからも、どんどんこういう交流をしていただきまして、お互いにプラスになるような災害協定になりますことを願っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大名行列について伺いいたします。これも、今のご答弁で、私、十分満足したんですけども、もう既に次の10年後に、平成33年にはされるであろうという計画があるように答弁を聞かせていただきました。

大変大きな、私もあまりあれですけども、この前、平成23年に行われました大名行列は、大変感動いたしました。これだけ大きなイベントが、この町でできるんだと、集客量もすごかったなというふうに思っております。これをまた、産業の発展にでもつなげるようなことができたらなというようなこともまちづくりの中では考えていかれたらどうかなというふうには思っておりますが、そういったことも考えてやっておられるというふうには今の答弁で感じさせていただきました。

防災協定、災害時の応援協定とも含めて、この町がすばらしい町になっていきますことを願っておりますので、どうかよろしく伺いいたします。

以上で終わります。

議 長（赤松孝一） これで、宮崎有平議員の一般質問を終わります。

ここで40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時25分）

（再開 午後 2時40分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、まちづくり観光、海の京都構想と地域振興であります。

合併して8年、その背景にありましたのが2000年に施行された地方分権一括法であります。官から民へ、国から地方へ、新しい公共、すなわち地方自治体、学校、NPO、ボランティアグループ、地域社会や、それぞれの個人が十分連携し合う社会を目指し、地方分権社会を確立するには、さらに改革を進めていくことが求められています。

こうした中で、官も民も同じ与謝野町を愛する仲間、テーブルが熱くなるほどみんなで語った現状と課題、こうして海の京都マスタープランが完成して、実践者会議から発表されました。この計画を具体化していくには、まず、天橋立改修工事のように、住民からよく見える事業が必要ではないかなと考えているところであります。また、事業ごとのプロジェクトチームの編成をどうするのか、お尋ねいたします。

本町の観光政策の方向性といましては、近年、注目されている新しい観光の形として、着地型観光が有望であります。従来の旅行会社が企画した発信型の観光と異なり、旅行者を受け入れる側の地域、行政が主体となって、その地域の観光資源をもとにした旅行商品や体験プログラムを企画運営する形態が着地観光であります。見るだけの観光から何が体験したい、地域の人々と交流したい、学習したいといった自己目的完結型観光が主流になる中で、自然と農林業、伝統芸能、歴史と文化、地場産業が魅力的な与謝野町には着地型観光の先進地になる可能性は十分あります。町長の見解をお尋ねいたします。

2点目は、公共施設の統廃合であります。総務省は、2014年度から公共施設を撤去する費

用を調達する地方債の発行を求めると報道されました。

老朽化し使えなくなっている解体費用を賄えず、放置している自治体が多いことと、人口減少や市町村合併で公共施設が過剰になり始めていることからだとしています。地方債は、公共事業資金に充てるのが一般的であります。施設の解体の場合は、施設が減るのに負債がふえることになるため、これまで禁じられてきました。このため、総務省は今国会で地方財政法を改正し、地方債の特例措置として撤去債、仮称でありますけれども、発行を求める方針であります。発行を希望する自治体には公共施設等総合管理計画の作成を求めています。

本町は、役場庁舎の総合庁舎化、幼稚園、保育園の一体化のこども園構想など、公共施設に関する課題は多くあります。計画作成に取り組むべきであると考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

総務省が昨年9月に実施した全国の自治体に対して行ったアンケート調査結果にも注目すべきだと思っております。全国的に緊急課題となっている公共施設の統廃合でございます。町長の見解をお尋ねいたします。よろしくご答弁いただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 杉上議員ご質問の1番目、まちづくり観光、海の京都構想と地域振興についてお答えいたします。

本町における海の京都構想の取り組みは、町内の観光事業者やちりめん街道内の皆様をはじめ地域内外、広くは町外の方やアドバイザーとして京都府職員にも参画いただき、海の京都・与謝野町実践者会議を立ち上げていただき、全6回の会議を開催され、グループワークを中心に熱い議論が繰り返される中で、海の京都・与謝野町マスタープランとしてまとめていただきました。

昨年12月26日に、この実践者会議の皆様方からマスタープランの内容についてご説明いただき、会議に参画された皆さんの熱い思いをしっかりと受けとめさせていただいています。

海の京都構想では、民間主導の積極的な取り組みが求められているところですが、このマスタープランにおいても与謝野町のありたい姿を、実現したい未来の姿として捉えており、ありたい姿を実現させるために、民間主導で自走できる仕組みと人をつくること、古民家の活用や昭和モダンの町並みづくりを実行すること、着物やシルク、地域の産品を活用することが上げられており、これらを実現するためには、協働する仲間をつくり、実現する未来の姿をイメージしながら取り組んでいくこととされています。

既に実践者会議が、本当の実践部隊となって行動プログラムを前進させるための第2ステージとしてスタートを切って、プロジェクトチームを編成され取り組まれているというふうにお聞きしており、このような民間主導の取り組みが行われることは、当町の観光振興にとっても大変重要で、大きな第一歩を踏み出したものというふうと考えており、我々行政も民間の皆様と一緒に取り組まなければならないというふうと考えています。

マスタープランの戦略を実践者会議の皆様方とともに、また、同じ思いを持つ多くの町民の皆様方にも参画いただく協働した形で、一つでも多くのありたい姿に近づけるよう取り組みが町全体に広がっていくことが、当町の観光振興、産業振興につながるものと考えています。

まずは、海の京都構想のターゲットイヤーを一つの目標として捉え、行政としてもしっかりと

取り組むことが必要であるというふうに考えますので、議員におかれましてもご理解とご協力、そしてご指導をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議員ご質問の2番目、公共施設の統廃合についてお答えいたします。

今後の公共施設の管理運営に関してのご質問であり、先日、塩見議員への答弁と重複する部分が多くなるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

議員のご質問は、特に国が示します公共施設等、総合管理計画や撤去債ということに注目されて、お尋ねだと理解しています。まず、国が示します公共施設等総合管理計画が、どのようなものかということについて、先ほどの答弁で触れましたので、改めて一から説明することは割愛させていただきますが、この計画の策定については、当然行っていかなければならないというふうに考えています。

現在、この総合管理計画は指針案が示されていますが、詳細が、まだ明確になっていませんが、この計画の策定が公共施設の解体工事への活用が認められている、いわゆる撤去債を起こす条件となっているため、撤去債を活用するなら、この計画を早期に策定しなければならないということになります。

しかしながら、現段階で撤去債の事業費に対する充当率は75%と示されていますが、それに対する交付税措置は全くなく、単に借金をして施設を解体するということになります。幸いにも、当町には安全性に著しく欠陥があり、ここ1、2年のうちに解体撤去しなければならないという、そうした極端な施設は少ないと考えていますので、それぞれの公共施設の有効活用などの道もじっくり考えながら進める必要があります。

例えば、他の用途への転換のための施設整備や、解体撤去後に公共的なスペースとして利用する方針が明確にできるなら、合併特例債などの有利な財源の活用も考えられます。撤去債の活用については、必要なときが来ることもあるかもしれませんが、積極的に検討すべき手段ではないと捉えております。

塩見議員への答弁でも申し上げましたが、本町の規模や現状、将来の見通しに見合い、なおかつ町民の皆さんが公共施設のあり方について考え、作成した計画を町独自で持つ必要があります。そのためには、1年から3年といった時間が必要であると考えますし、その計画の策定過程においては、国の示す公共施設と総合管理計画の策定につながればよいのではないかとこのように考えています。

議員仰せのとおり、総務省のアンケート調査では全国で1万2,000棟の公共施設の解体が検討されていると新聞報道されておりました。公共施設の管理に関する計画を策定している自治体は、全国的にも、まだ、それほど多くはないというふうに考えますと、この数字は氷山の一角なのかもしれません。まずは、現行公共施設の現状を洗い出し、それらの管理や活用を町民みんなで検討するための基礎となる資料を作成することが寛容であり、そのための取り組みを京都工芸繊維大学にご支援、ご協力をいただきながら、取り組み始めたところでございます。

公共施設は、町民みんなの財産であり、その将来については、町民みんなで考えるということが原則であるというふうに考えますので、与謝野町としましては、ある程度時間をかけてじっくり取り組むべき課題であるというふうに考えております。

以上、杉上議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） まず、まちづくり観光、海の京都構想でございます。マスタープランを見せていただきますと、当然ながら実施主体が民間主導というふうに書かれている事業が多いんですけども、やはりここはですね、先ほど申し上げましたように、何か行政が積極的に取り組む、核になるものが必要だというふうに考えております。

例えば、受け入れ環境整備戦略と書かれてまして、野田川駅の改修は与謝野町、自転車道のリニューアルは京都府、旧役場庁舎の活用は与謝野町、加悦S L広場の活用、加悦鉄道の復活は民間と、こういうふうになっておりますけども、この与謝野町がですね、実施主体となる場合ですね、ここをやはり核にして多くの人の注目を集めて事業を進めていくという手法が大変重要ではないかと思えます。

まず、1番に行政が何をやるか、積極的な取り組みは、まず多くの住民に見せるということが重要じゃないかと思えますども、町長の見解はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私は、そうとは考えておりません。よその町は、そういう格好で行政が主体的にいろんなプランをつくってやろうとした。しかしそれが、やろうとした時点で、住民の方たちがついて来ていただけないということで、つまずいておられるやにもお聞きしてます。

うちの場合は、計画ができない、できないと、いろいろと言われておりましたけれども、実際に、先ほどもご報告いたしましたように、海の京都・与謝野町実践者会議の中で、この中には、当然、行政も入りますし、商工会も観光協会もNPOも地域の方も、各種団体が入って、この中でいろいろと練られた計画は、与謝野町の、このマスタープランなわけですし、ですから、いろんなことを取り組む中でも、やっぱりその実践者会議の中で、具体的に、どうしていこうということを真剣に考えていただいておりますので、それらの中で行政も一緒になって、そうしたことに取り組んでいく、まさしく協働のまちづくりを実践していく場というふうに、拠点といいますが、そういうふうに私は考えております。

ですから、そういった中で生まれてきた中で、我々ではこれはできないから、行政が、これだけはやってほしいというものを、みんなの、そうした考えの中で、やることについて、これはやぶさかではございませんけれども、行政が旗を振ってということではなしに、この民間の方たちが、自分たちが自走といいますか、自分たちでやろうという、そういう熱い思いを大事にした中で、行政が果たすべき役割を果たしていきたいと、いくべきだというふうに、私自身は考えております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もう一つ、与謝野町の町並み保存、ちりめん街道に関する実施主体の中にですね、再三再四、私も述べてまいりました。電線の地中下まではいきませんが、電線の、この道路を横断している電線の整理とか、のれん、灯籠、加悦奥川改修に伴う橋の改修とかですね、与謝野町が、まず取り組むべき項目も多く上げておられるわけでございます。

ぜひともですね、ここはやはり行政がリードしてやるべき点はですね、早急に着手をお願いしたいというふうに思うんですけども、その優先順位は決められておられますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） これからの話だというふうに思っております。その中で、もう既に教育委員会あたりが中心になって、重伝建の建物の改修をしておりますし、町もかかわる中で加悦奥川の改修等も、もう既にやっております。

そうしたものを改修するときも、やはりあそこの風情を壊さないような形の橋をということで、町は、そうした形でもかかわってやっておりますので、与謝野町全体で、ここの地域を一つの、そうした考え方の中には、普通、観光のまちづくりじゃなしに、考え方としては、まちづくり、このまちづくり、あるいは地域づくりの中に観光も入ってくるというような考え方でございますので、実際に、ここで生活をしている人たちもあり、いろいろな思いが、この中にありますので、そういうものを、この実践者会議の中で話し合っていたら、そして、こういうまちづくりにしていこうというプロセスも含めて、考えていっていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

その中でも、もう既にいろいろなプロジェクトチームの中で、女子会といいますか、女性の方たちの力が非常に、この間も少し様子を見に、参加させていただきまされたけども、本当に元気といいますか、いろんな思いを持っておられます。そうしたものを整理しながら、全体で、どういう地域づくりをするのかということを考えていっていただければと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 報道によりますと、京都府の海の京都構想の予算が8億円超えているというふうに報道されております。与謝野町がですね、そこに名乗りを上げるといいますが、要請というか支援のお願いをしている項目はあるんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的な中身につきましては、商工観光課からお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうからお答えさせていただきます。京都府のほうの予算で枠組みをとっていただいている中では、細かく我々が要望しているというものはございません。京都府のほうでは、思いといたしましては、サイクリングロードのほうの一定、整備等を予定をされておるようですけども、それについては、地元与謝野町とも十分協議を進めて進んでいただくというふうになっておりますけども、まだ、予算のほうは通っておりませんので、その部分では細かい内容は、まだ、これからということですし、町長の答弁にもありました、ありがたい姿ですね、そういうところを行政側が出すのではなくて、民間の方、また、そういう地域の方々の思いなんかもきっちり確認し合いながら協働で取り組んでいくということが非常に重要であるというふうに思っております。その中では、この間も、今、本日も、いろいろな研修を進めています。

また、この後いろいろな内容が煮詰まってくるので、順次また、新年度に向けて取り組みを進めていっているところでございまして、行政主導ではなく、民間の方々の思いをきっちり捉えながら進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 海の京都構想、ちりめん街道、古墳公園、S L広場が中心になるというふうに聞いております。ぜひともですね、町全体がつながりながら発展していくという進め方をお願いしておきたいと思っております。



2点目のですね、公共施設の統廃合でありますけども、町長の答弁にありました、その中で総務省が昨年9月に実施した調査結果が一部報道されております。1万2,251件に、撤去したい意向のある施設数が出ておりますけども、一番多いのは公営住宅、2番目が教育関係の施設が19%、庁舎等が9%となっております。

お尋ねしたいのは、本町はですね、この総務省のアンケート調査に、果たしてどのような回答をなされたのか、お尋ねしておきたいと思っておりますけども、わかりましたらお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身、詳しくは存じませんが先ほど申し上げましたように、今すぐに与謝野町で、これだけ取り崩したいというものは今のところない、ほとんどないというふうに思っておりますし、そうしたことを、手を挙げたかどうかということについては、ちょっと私、具体的にはわかりませんので、建設課長のほうから。

答えられるところで答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えをさせていただきます。この調査はご指摘のように、私どものほうにも照会が来ております。私の担当者との記憶で、最終どうだったかなというのは、ちょっと曖昧なんですけども、出させていたでいたとしたら、1件、野田川庁舎を出させていたでいたかなというふうに思いますが、ちょっと定かではございませんけれども、大体、おおむねそういうような形で、ようけようけ出させていたでいたというふうなことではございません。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。総務省のほうとは別の関係でございますけれども、今、公営住宅の関係の見直しをさせていただいております。

これは、公営住宅の長寿命化計画というふうなことで、現在、中間案の取りまとめをさせていただいております。この年度末には、そういったご報告がさせていただけるというふうに思っております。

これは、今の公共施設と総合管理計画というふうなものとは別でございます。これは国土交通省のほうが行っている事業をもとにいたしまして、適切な公営住宅の整備と、それから、長寿命化計画というふうなものをセットにさせていただいて、今後、町の公営住宅の必要な戸数等々につきまして、今現在、調整をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 高度成長期ですね、つくるから、いよいよ人口減少社会で集約して、減らしていく方向に入ったわけでございます。非常に住民感情もありまして、難しい問題が多いと思っておりますけれども、ぜひともですね、そこを乗り越えて計画をつくっていただきたいというふうに思うわけでございます。計画づくりの指示は、町長、出されておるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと塩見議員さんのときにもお話をさせていただきましたけれども、ここ、今後どうしていくのかということについては、うちの町の規模の状況、また、現状を把握した上で、今後、皆さんがどういうふうな、そうした公共施設等の利用があるのか。また、そうしたも

のを作成して町独自で持つ必要があると思いますので、それらについては、先ほども申し上げましたように、時間をかけてやっぱり調査をした上で、じゃあどうするかという方針を決める必要があるかと思えます。そのお手伝いにぜひ、既に京都工芸繊維大学の皆さん方に、そうしたことをしていただくようお願いをしております、そうしたデータをもとに、じゃあどうするかという方針を決めていくべきだろうというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 国の特例措置があるというときに、こういった難しい問題を、ぜひとも多くの住民の意見を集約しながら、困難を乗り越えて少子高齢者社会の対応できるまちづくりに転換していただきたいと、切にお願いして、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） これで、杉上忠義議員の一般質問を終わります。

それでは、次に追加議案が出されております。本日お手元に配付しておりますように、報告第5号 専決処分報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）ほか3件が追加提出されました。

以上、4件を上程し、これを議題とします。

追加日程第1 報告第5号 専決処分報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 議長（太田貴美） 申しわけありません、時間をとらせました。

追加議案の報告第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分しましたので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事故は1件でございます。

平成25年12月28日、午後10時10分ごろ、与謝野町字下山田10番地先の府道宮津養父線におきまして、与謝野町が保有する公用車が、京都府丹後土木事務所の所有物であるガードレールに衝突するという事件が発生いたしました。幸いにも公用車の運転手及び同乗者の命に別状はなかったものの、公用車は車両前面部のフロントバンパー及びラジエーター付近が破損して、自走不可能な状態となってしまいました。

この事故について、当町で加入する保険会社と相手方である京都府丹後土木事務所で協議しました結果、過失割合を当方が100%、相手方が0%とした上で、公用車が加入する対物共済から相手方所有物の損害額であります11万3,400円を相手方に支払い、一方の公用車については損害額81万9,370円に対して、車両共済金額は90万円となりますので、その損害額全額を、当町が加入します一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の車両共済から賠償するとして、示談が成立したものでございます。

この示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分をさせていただき、このようにご報告を申し上げた次第でございます。

本案は、当方100%の過失割合であり、今後は一層安全運転に努めるよう、職員に指導してまいり所存でございます。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） 議会のたびに必ず専決処分が出てくると、大変悲しい状態が続いておるわけですが、今回、特に、私のほうがお尋ねしたいのは、相手の名前は出して、当方の名前は出さないということを言いました。

そこで、途中、報告書が出てきたり、名前が挙げられたわけですが、今回については、私の聞きもらししか何かわかりませんが、全然、当方の課も所管も名前も挙げてこないんですけれども、これは何か理由があつてのことでしょうか。

議 長（赤松孝一） 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時15分）

（再開 午後 3時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 交通事故の専決報告で大変申しわけなく思っております。井田議員のご質問でございます。

毎回、私のほうからも申し上げておりますけれども、参考資料として事故の発生状況報告書を配らせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 先ほど、参考として報告書が私の手元にも届きました。

そこでですね、前から事故が起こるたびに、なぜこう多いんだということで、副町長がいろいろと対策委員会とかでいろいろと指導されておりますわね。今回の事故について具体的にどういう指導をされたのか、もしよければ、これの担当課の課長として、本人に、どのような注意を与えたのか、その点についての答弁をお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 最終のこういう決といいますか、報告は上がってきておりませんので、私のほうからは、まだしておりません。

担当課のほうから、それはしているというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 坪倉野田川地域振興課長。

野田川地域振興課長（坪倉正明） 井田議員さんのご質問にお答えします。

事故を起こしました職員は、雪道が初めてだったということもございまして、当日は大雪警報が出ておりました。私も心配で、役場のほうに詰めてはあったんですが、注意が、もう少し足りなかったなということで反省もしております。

その後、雪道につきましては、よく運転をできるものというか、経験者が同乗して、なれるまで運転をするようにというふうな格好でしております。また、本人にも雪道の運転方法について、いろいろと説明をさせていただいたところです。以上です。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） ことは、めずらしく雪の少ない、当地方としては助かったと言えれば助かったような状況です。だけど丹後というのは、雪があって当たり前と。例えば、京都府の発注工事においても30センチや40センチ雪が積もって延期願は認められないというような、以前の土木事務所の所長の見解もありました。雪が降るといのは、当然だという前提のもとに、それぞれが運転技術をマスターしていかなければならないというふうに思うわけですが、今回、こういうような状態で起きたということなんですけれども、この事故を起こした車両については、タイヤなりチェーン、そういう状況は、どういう状態で運転をしておったのか、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 坪倉野田川地域振興課長。

野田川地域振興課長（坪倉正明） お答えします。タイヤにつきましては、もちろんスタッドレスタイヤ、4輪ともはいております。また、タイヤ交換のときには、空気圧、溝は確認をしておりますので、チェーンまではつけておりませんでしたけれども、チェーンをつけなくても下が出ておる状況でしたので、チェーンまではかける必要はないというふうな判断で出発をさせております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） ということは、運転未熟がどうというのは理由にならない。やっぱり不注意かなというふうに思います。

例えば、初めてというのか、雪が降るたび初心者は、全て事故を起こすなんていうのは、容認するわけにはいかなんではないかなというふうに思います、十分に気をつけていただくように、これは坪倉課長だけやなにしに、やっぱり全課長さん方もしっかりと、そのことは、今後、事故が起きないためにも、そういう指導なり、適正な指示をしていくのが当たり前ではないかなというふうに思います。

それから、今回の事故についても100、ゼロですね、結局、当方が100、先方がゼロという状態で、相手の方には絶大な迷惑をかけておるといのが現実なんですね。そういうときにですね、前にも言いましたけれども、宮津市の場合には、やっぱり示談書をつけてちゃんと議会に報告しておる。

ところが、示談書がつけられない理由はなんですかということでお尋ねをしておりましたけれども、いまだに私自身は納得できる答弁はいただいておりません。これについて、当町の場合、示談書がつけられない理由というのをしっかりと説明をお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 示談書を添付できない理由ということですが、そこは相手方と示談が成立したということで、詳細なデータをつけて、示談書はおつけしておりませんが、示談が成立したということでご報告させていただいておりますので、そこはご理解を賜りたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 理解できません。といいますのは、前にも言いましたように、例えば、人身事故等、それから相手の方の、そのときには人身がなかったと思っても、むち打ちが出てくるとか、いろんな状態が起きるわけですね。そういうときには必ず、示談書の場合には、双方異議の申し立てはいたしませんというのが最終的な示談書です。その示談書をもって、この議会で専決報告としてしていただくというのが、やはり私は一番大事なことだろうというふうに思っております。そういうことを、やっぱりよそはやっておられる、どことどこがやっておられて、どこがや

っておられないか、私わかりませんけれども、そういうことも調査をされた結果、報告書で済ませるといふことに決定をされたのかどうか、あとのところも聞かれたかどうか、お願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議論が並行になるかもしれませんが、きちっと示談が成立したということで、議会のほうに報告をお示しをしておりますので、そこはもう示談書がないから信用できないとかいうことじゃなくて、ご理解を賜りたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今のは、そしたら、副町長の答弁ということは、最高責任者であります町長の答弁だといふふうを受けとっていいんじゃないかなといふふうにするんですけども、与謝野町単独で、そういう方向を決定したといふふうを受け取らせていただいて結構ですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 決定したということではなしに、今回も、こういうやり方で今までと同様のやり方で、なお詳細についての参考資料をつけさせていただいて、報告をさせていただいたということでございます。

今後については、今いただきました、いろんな中身も含めて、どういう形が皆さんに納得していただけるのか、当然、ここへ上げるには、そうした示談が成立したから出させてもらっている、その前段のものまで出すべきなのかどうか、それらも含めて、もう少し研究するように指示がしときたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） この報告書を、こうして出していただくということは、私はかなり前進したなといふふうに思っております。それはそれで素直に私も受けとめておりますけれども、やはり町民の方々の目線からいっても、あまりにも与謝野町は事故が多過ぎると、これは町長も副町長も町村会でも、そういう指導を受けておるといふことを言われました。

やはりそのことを徹底するためにも、ある程度、よその交通事故の後の処理のことを、やっぱりしっかりと調査されて、そして、それに沿って、やっぱり与謝野町も対応をしていかれるのがいいんじゃないかということ、最後にお願ひの方、申し上げまして、私の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1点だけね、1点なんですけど、前回も言いましたが、私は結論から言うと、個人の名前まで出すということは、非常に問題があるんじゃないかといふふうに思っています。

私、この間、出ているのは相手方ということでね、補償先の、今回の場合ではないですけど、補償の場合も含めて、個人名を出す必要が、どこにあるんだろうといふふうに思っています。それは、基本的に個人情報保護の観点からすると、そういう必要性がないんじゃないかといふふうに思っています。もちろん所属の課で、こういうことが起きたとかいうケースはあると思うんですけども、確かに、事故が多いというのはね、これは町長側も含めて答弁されているので、それはわかるんですけども、そのことと、全部示談が成立したんでオープンすると、個人名も含めて出すと、相手方も出すということ自身が、公表に値しますよね。これは僕はおかしいと思います

よね。

おかしくないという意見もあるようですが、それは法的にどうなのかということは、じっくり管理者の皆さんも対応してもらわないと、こんなことをやったらね、個人が全部いろんな事故を起こしたら、全部を出すという話になりますよね。それっておかしいと思いますよ、僕は、終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第5号を終わります。

追加日程第2 議案第34号 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第34号 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

地域医療確保奨学金等の貸与に関しては、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図るため、宮津市と本町で平成19年に制度化しております。

当初は、貸与の対象については、京都府地域医療確保奨学金の貸与決定者であることを前提としておりましたが、京都府において制度の運用方法が見直され、府制度の貸与決定者は、他の制度の貸与を受けることが難しくなることなどから、府制度の貸与決定者ではなくても貸与が受けられるような関係、市町で協議を行った結果、宮津市、本町、新たに伊根町を加えた1市2町合同による単独貸与ができることとし、奨学金の返還免除規定につきましても、1年未満の端数は1年としていたものを、実際の貸与期間とする条件緩和で行うこととし、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

追加日程第3 議案第35号 阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第35号 阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場における、交流人口を拡大し、利用者数の増加を図ることを目的として、運営方法を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第35号の改正点について説明をさせていただきます。

議案資料の3ページをごらんいただきたいと思います。まず、第3条の使用時間でございます

けれども、現行では午前8時となっておりますものを、改正案では午前9時に変更するものでございます。

次に、第4条の休場日の関係でございます。現行では、年末の12月29日から年始の1月3日までとしていたものを、改正案では12月1日から翌年の2月末日までとさせていただきます。

これにつきましては、現在、12月から2月までの実績を上げさせていただいておりますが、この間、非常に使用者が少ないというふうなことで、芝の関係がございまして、12月から2月末日までというふうにさせていただきます。

次に、第7条の関係についてでございます。施設利用料の関係でございますけれども、現行では全日、半日の定義を上げまして使用料を決めておりましたものを、改正案では4時間までの使用料、4時間を超える使用料というふうな時間制に改めたいというふうなことを考えております。

次に、備考の第3でございます。住所が町内、町外で使用料を明記していたものを、町内、町外を問わずに使用料を一律にさせていただきたいというものでございます。

最後に、器具使用料の中で、スティックとありますが、正式にはクラブというふうなものでございますので、今回、改正させていただきます。

今回の条例改正の背景につきましては、グラウンド・ゴルフ場を使っただく利用者が少なく、その状況を改善したいというふうなために行うものでございます。

原因は、グラウンド・ゴルフ場の芝が、まだ、きちっと生えそっていないというふうなことから、ボールが不規則に転がるというふうなことで、使用料が町内と町外というふうなことで違うというふうなことが、不人気の原因だというふうなことでございます。このようなことから、グラウンドゴルフに精通されております、与謝野町グラウンドゴルフ連絡協議会の役員さんと、そういった協議をする中で、芝の関係につきましては、もう少し時間がかかるだろうということでございますけれども、利用料だとか、そういったものについては、早急に対応したほうがよいんではないかというふうなご提案をいただきまして、内部検討をさせていただいたものでございます。

昨年の9月22日から供用開始をさせていただいておりますが、6カ月というふうな、まだ、時間はたっておりませんが、所要の改正をさせていただいて、たくさんの人に使っただきたいというふうな思いから、今回、改正をさせていただきたいというふうなことでございます。何とぞご理解の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

追加日程第4 議案第36号 与謝野町奨学資金貸与条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第36号 与謝野町奨学資金貸与条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

与謝野町奨学資金につきましては、町内に在住の高校生及び専門学校生に月額1万5,000円を、大学生及び専修学校生には月額3万5,000円を、それぞれ申請に応じて貸与していますが、ご承知のように国の高等学校授業料無料化や府など、奨学資金制度の充実、普

及促進もあって、これまで与謝野町が行ってきた高等学校就学のための修学資金制度について、その必要性を含め協議を行ってまいりました。その結果、近年の本制度の利用状況等や国・府の高等学校就学支援の充実を勘案し、高等学校及び専門学校に対する奨学資金については、府の制度を紹介し活用いただくこととして、与謝野町の奨学資金貸与については、平成26年度から廃止することとし、新年度予算にも反映させたところでございます。

つきましては、本条例の該当箇所について、所要の改正を行いたく条例の一部改正について、提案をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） それでは、議案第36号 与謝野町奨学資金貸与条例の一部改正について、詳細を説明させていただきます。

提案理由につきましては、先ほど町長のほうからございましたように高校生、簡単に申し上げますと、これまで1万5,000円を高校生に対して、修学資金として貸与いたしておりましたものを廃止をさせていただきたいというものでございます。

議員の皆様、ご承知のように、この間、高校生等に対する国の就学支援が大きく見直されました。具体的に申し上げますと、平成26年度から所得制限は設けられずのもの、平成22年4月から導入されました公立高等学校授業料の無償化、及び私立高等学校等の就学支援金制度の創設によりまして、誰もがひとしく高校等の教育を受けることができるようになりました。また、京都府の奨学支援金制度も、近年、その普及促進が図られておりまして、当町でも平成25年度では11名の高校生が京都府の奨学資金を利用されております。

一方、当町の高校生等に対する奨学資金の貸与状況を見ますと、平成22年度には新規に7名の貸与がございましたが、平成24年度はゼロ、平成25年度は、わずか1名と、高等学校授業料の無償化導入を境に、年々減少してまいっております。それとあわせまして、与謝野町の教育委員会としましては、京都府のほうの制度のあっせんも力を入れていただいていたということもございます。

このことから見ましても、国の高校等授業料無償化制度の効果があらわれているという内容になっているのではないかというふうに判断をいたしておりまして、当初与謝野町が目的といたしました奨学基金の目的は達せられているのではないかというふうに、これまで制度の見直し、保証人さんの緩和等も行っていましたけれども、今回、この高等学校の奨学資金の貸与につきましては廃止をさせていただきたいというふうに考えまして、所要の改正をお願いするものでございます。

なお、平成25年度までに、既に借入れを行われている高校生で、卒業まで継続して貸与を希望される場合は、今回の改正によらず、なお従前の例によるというものでございます。

以上が、議案第36号 与謝野町奨学資金貸与条例の一部改正についての詳細説明でございます。十分ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。



本日は、これにて散会します。

次回は、明日3月11日午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

(散会 午後 3時55分)